第44回厚生科学審議会生活衛生適正化分科会（R6.10.23）
資料２

生活衛生関係営業の現状、課題、支援策について

厚生労働省 健康・生活衛生局
生活衛生課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

生活衛生関係営業の現状、課題

生活衛生関係営業の種類とその施策体系について

○　生活衛生関係営業（生衛業）は、飲食業、理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、浴場業などをいい、国民生活に密着したサービスを提供。
○　衛生的で安心なサービスが国民に提供されるよう、生衛業者は衛生規制を遵守して活動。
○　生衛業者の大部分が中小零細企業であるため、国及び地方公共団体が生衛法に基づき営業者の自主的活動の促進等を行うことにより生衛業の経営の健全化、衛生水準の維持向上及び消費者（利用者）の利益の擁護を実現。

☆　国民生活に不可欠なサービス
安心・安全、衛生、快適

消費者（利用者）

・事　業　所：約94万事業所（全事業所の約18%）
・従業員数：約587万従業員（全産業の約10%）

出典：総務省「令和3年経済センサス」

サービス提供

16業種　生活衛生関係営業者

指導・支援

生衛連合会
生衛組合

・振興計画(自主的取組)
・標準営業約款

(公財)全国生活衛生営業指導センター
(公財)都道府県生活衛生営業指導センター

・経営の健全化
・衛生水準の維持向上
・消費者（利用者）の利益擁護

保健所等
［行政］

・衛生規制

※ 生活衛生関係営業の業種毎に振興指針を定めるとともに、予算・融資（日本政策金融公庫）・税制措置等の支援策を通じて業界を振興

生衛法とその施策体系について

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（生衛法）（昭和32年6月3日法律第164号）（抄）

（目的）

第1条　この法律は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、営業者の組織の自主的活動を促進するとともに、当該営業における過度の競争がある等の場合における料金等の規制、当該営業の振興に計画的推進、当該営業に関する経営の健全化の指導、苦情処理等の業務を適正に処理する体制の整備、営業方法又は取引条件に係る表示の適正化等に関する制度の整備等の方策を講じ、もって公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。

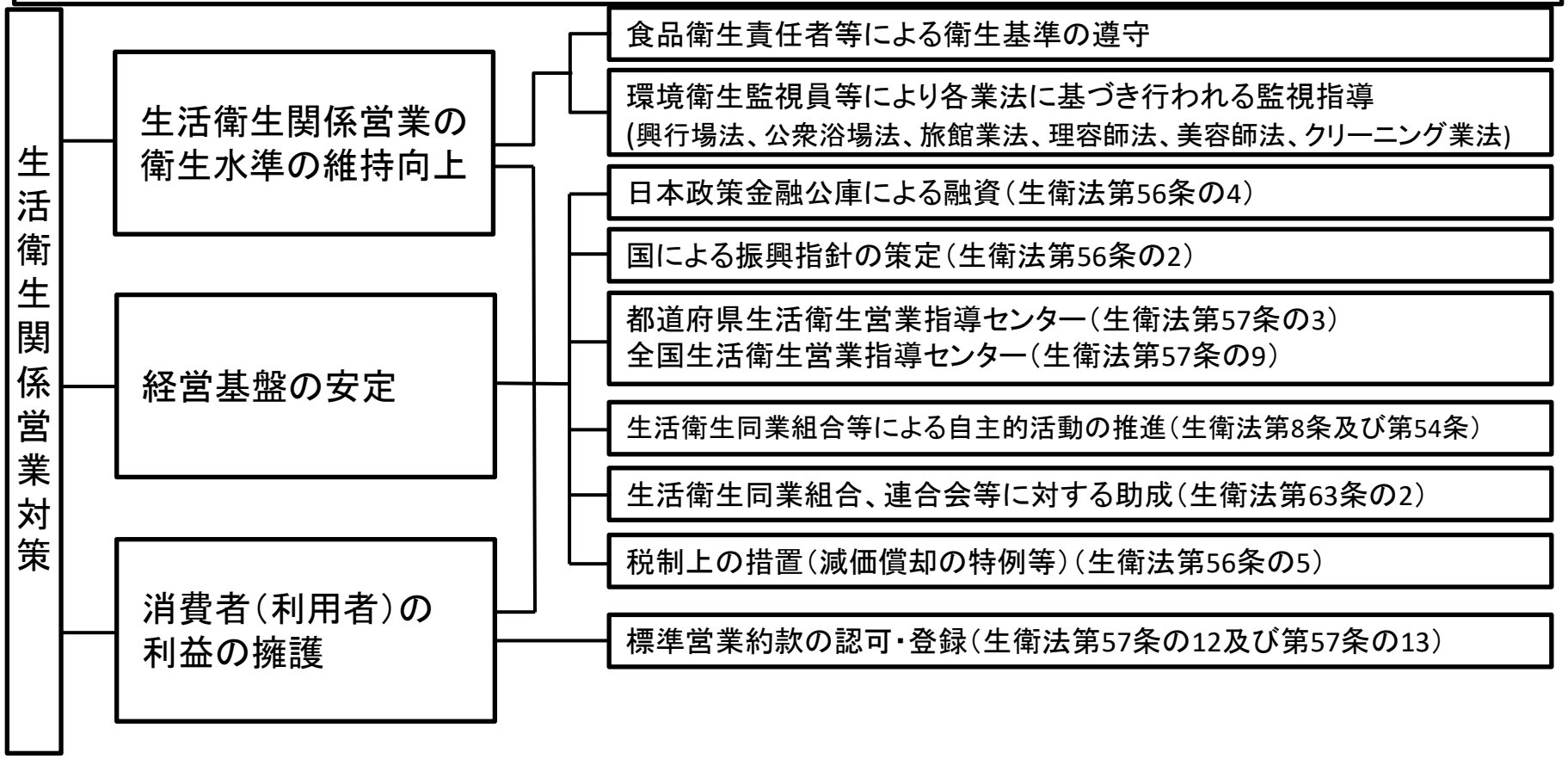

生活衛生同業組合の役割と意義

○　生活衛生関係営業者は、大半が中小零細事業者であり、個々の事業者が単独で施設整備や技術力向上等を進めるには限界。

→　少子・高齢化、環境・エネルギー問題、感染対策、物価高騰、賃上げ等の課題が生じる中で、共同で諸課題に対応できるよう、生活衛生同業組合が中心となり、共同事業や協業化等に取り組み、営業者の合理化・省力化、技術力向上、集客等を進め、経営基盤の安定・強化を図る。これにより、生活衛生関係営業者が衛生的でより質の高いサービスを提供するとともに、地域経済・雇用に貢献。

生活衛生同業組合の役割

※　業種毎に都道府県単位で設立

○振興計画を策定し、生活衛生関係営業の諸課題に対応した振興方策を示す。
○衛生施設の維持・改善向上・経営の健全化に向けて組合員を指導。
○業の振興等のため、組合員の営業に関する共同利用施設の整備、福利厚生や共済に関する事業の実施。

生活衛生同業組合の意義

○生衛法に基づく衛生水準の確保・向上等を使命とする組織
○衛生行政推進の社会的基盤（行政との関係）
○同業種のネットワーク（地区、都道府県単位、全国）
○生活衛生関係の他業種のネットワーク（地区、都道府県、全国）
○全国的連帯（災害時における被災地支援等）
○地域コミュニティの再生・強化に資する社会的活動（経済団体、地域団体、街づくり団体、行政等）

営業者の自主的取組、組合の活動、ネットワークの活用を重層的に組み合わせ

生活衛生関係営業の主な経営上の問題点

採算DIは新型コロナウイルス感染症が発生した2020年に大幅に下がっており、その後は回復傾向にあるが、業種によっては現在も赤字の企業割合が黒字の企業割合を上回っている。

図表７　採算ＤＩの推移（全業種計）

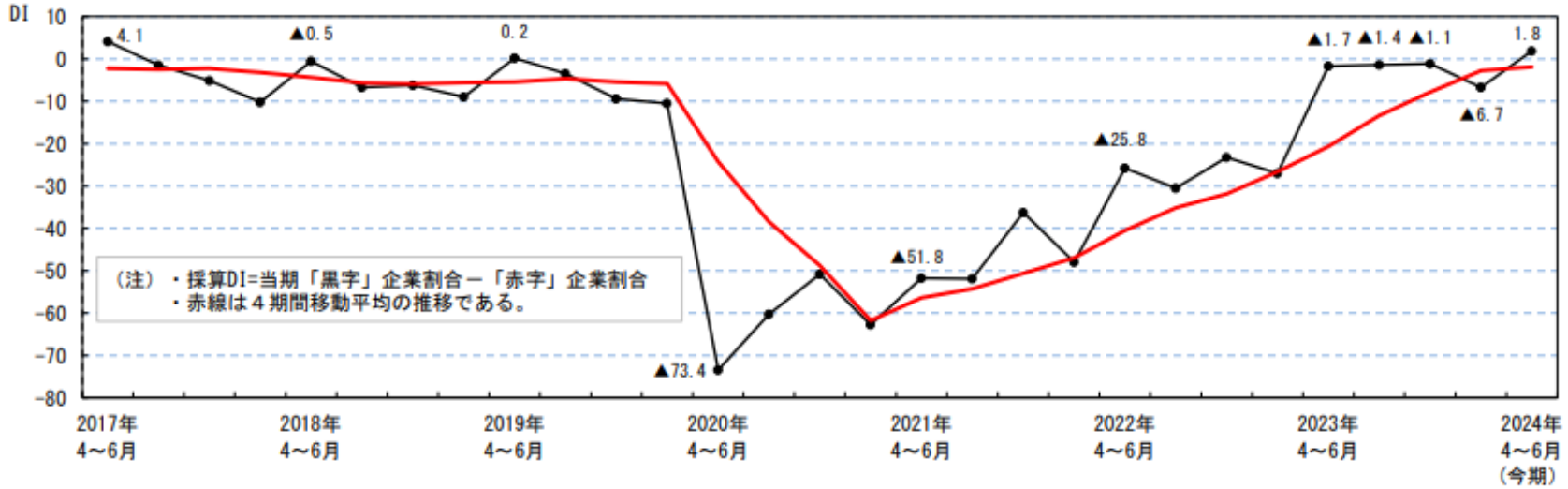

図表８　業種別 採算ＤＩの推移（飲食業を除く）

凡例	2023年 4～6月	2023年 7～9月	2023年 10～12月	2024年 1～3月	2024年 4～6月（今期）
食肉・食鳥肉	7.0	6.7	11.6	18.5	16.8
氷　雪	▲ 5.4	27.8	16.4	▲ 32.1	▲ 3.5
理　容	1.4	5.3	▲ 0.7	0.9	4.3
美　容	▲ 0.9	▲ 7.7	▲ 8.9	▲ 9.9	▲ 4.6
映　画　館	4.9	▲ 15.8	▲ 36.1	▲ 31.1	▲ 13.8
ホテル・旅館	12.8	16.4	22.4	▲ 10.6	12.7
公衆浴場	0.9	▲ 3.6	4.5	14.7	2.9
クリーニング	4.2	▲ 8.4	0.8	▲ 27.1	14.9

図表９　飲食業 採算ＤＩの推移

凡例	2023年 4～6月	2023年 7～9月	2023年 10～12月	2024年 1～3月	2024年 4～6月（今期）
飲食業（全体）	▲ 7.1	▲ 3.6	▲ 2.8	▲ 6.2	▲ 1.4
そば・うどん	7.4	10.9	4.7	▲ 2.7	2.2
中華料理	▲ 7.4	2.0	2.6	▲ 6.2	10.7
す　し	▲ 1.1	▲ 3.9	▲ 8.3	▲ 10.7	▲ 7.1
料　理	▲ 4.8	▲ 12.2	2.4	▲ 2.5	▲ 5.0
喫　茶	▲ 9.7	▲ 1.3	▲ 13.7	▲ 12.5	▲ 3.3
社　交	▲ 31.2	▲ 23.8	▲ 26.2	▲ 17.3	▲ 14.8
その他飲食	▲ 4.2	▲ 0.4	7.2	0.2	3.1

【出典】生活衛生関係営業の景気動向等調査結果（令和６年４～６月期）【日本政策金融公庫HP】

生活衛生関係営業の主な経営上の問題点

業種により個々の状況は異なるが、「仕入価格・人件費等の上昇を価格に転嫁困難」については飲食業、
「顧客数の減少」、「客単価の低下」については理容、美容、クリーニングのサービス業、社交飲食業、
「店舗施設の狭隘・老朽化」については映画館、ホテル・旅館、公衆浴場、
「従業員の確保難」については料理業、食肉・食鳥肉販売業、ホテル・旅館の割合が高い傾向にある。

図表24　業種別　主な経営上の問題点（2024年４～６月）

（%）

項目	仕入価格・人件費等の上昇を価格に転嫁困難	顧客数の減少	店舗施設の狭隘・老朽化	従業員の確保難	客単価の低下	後継者難	事業資金借入難	その他	特に問題なし
全業種計	56.6	37.5	21.2	20.7	15.3	6.5	3.4	3.5	7.0
飲食業（全体）	71.0	32.4	16.5	23.5	12.1	6.4	4.1	2.9	4.4
そば・うどん	75.1	26.5	21.6	25.4	11.9	5.9	3.8	2.2	3.2
中華料理	70.0	23.3	24.7	16.0	13.3	7.3	4.0	1.3	7.3
すし	65.4	29.7	13.7	23.1	8.8	11.5	2.2	2.7	7.7
料理	70.5	28.1	25.2	30.9	6.5	3.6	6.5	0.7	4.3
喫茶	79.3	31.3	15.3	18.7	10.7	8.0	1.3	2.0	3.3
社交	58.2	57.1	5.1	21.9	20.9	1.5	4.6	3.6	4.1
その他飲食	74.7	30.1	15.5	25.3	11.5	6.8	5.0	4.4	3.3
食肉・食鳥肉	62.6	19.4	21.3	31.6	18.1	5.8	3.9	3.9	7.1
氷雪	49.1	31.6	19.3	24.6	14.0	12.3	1.8	7.0	7.0
理容	34.3	49.8	18.8	10.7	22.6	7.6	1.2	3.8	14.8
美容	34.1	51.4	16.3	17.1	20.8	5.4	3.5	3.9	11.3
映画館	41.4	48.3	58.6	15.5	1.7	3.4	1.7	3.4	1.7
ホテル・旅館	57.5	20.4	36.5	43.6	4.4	6.6	6.6	3.3	3.3
公衆浴場	43.3	37.5	57.7	7.7	10.6	11.5	1.9	3.8	4.8
クリーニング	57.9	42.5	26.4	11.1	23.0	4.2	1.1	4.6	5.4

（注）複数回答（２つ以内）のため合計は100を超える。

【出典】生活衛生関係営業の景気動向等調査結果（令和６年４～６月期）【日本政策金融公庫HP】

物価高騰の状況

➢ 業界の主な現況（物価高騰による影響や課題）

・エネルギー価格、原材料費の急激な高騰により仕入れ原価が大幅に増加し、営業利益の低下が著しく、特に業務用米価のここ数か月による価格変化に営業に大きな支障を来している。【飲食】
・エネルギー、粧材、消耗品等、価格が高騰しており経営を圧迫している。【理容】
・燃料費、光熱費など経営に必要な経費全般の高騰に苦慮している。【浴場】

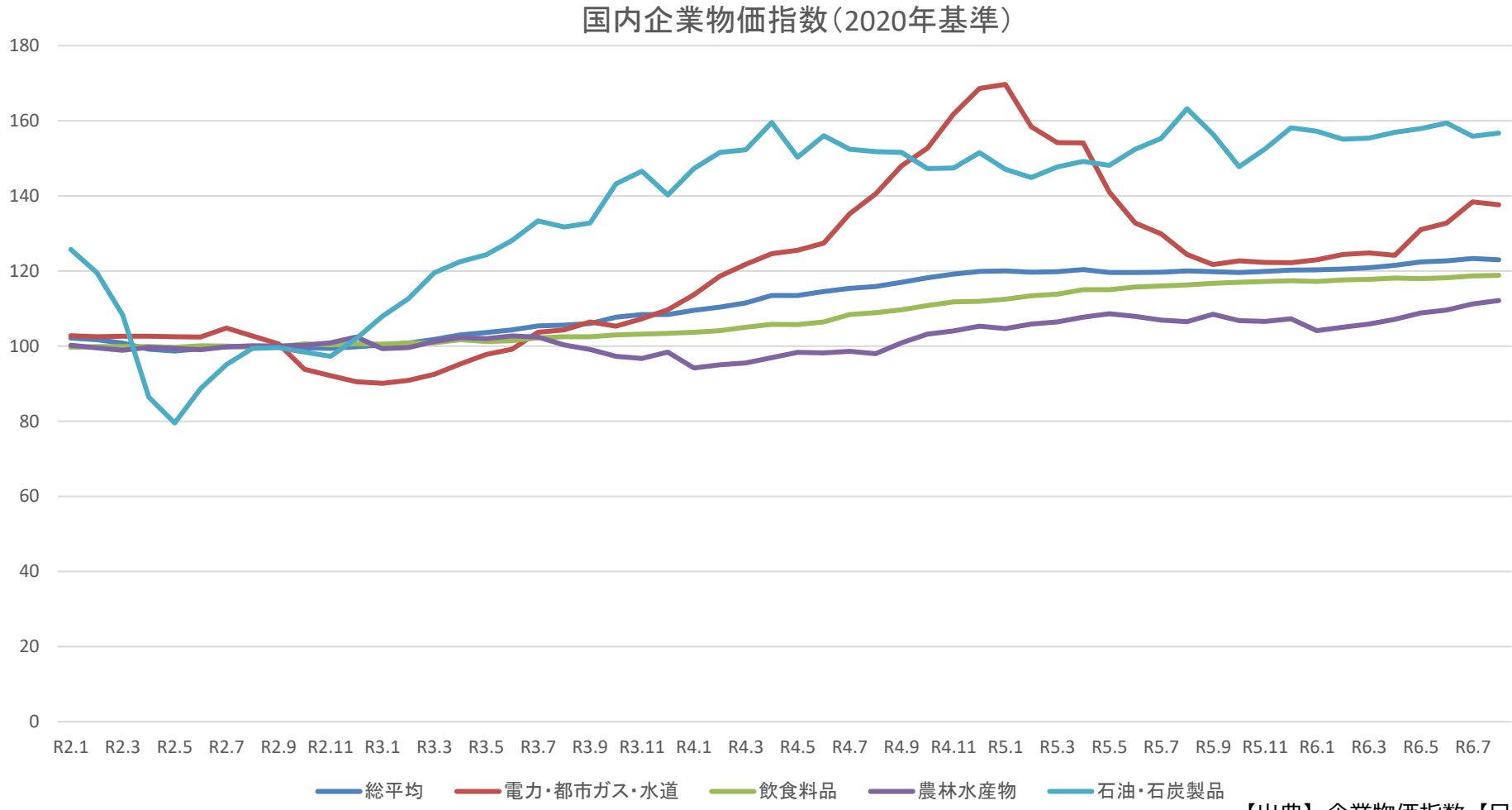

【出典】企業物価指数【日本銀行】

従業員の過不足感

➢ 業界の主な現況（従業員の過不足感、従業員の確保に関する状況）

・慢性的に不足。募集しても応募すらない状況で時給の高いところに流れている。省力化（食洗機、食券の自販機等）で人手不足を補っている。【中華】
・人手不足、若い労働者の不足、定着率の低さなどの従業員確保の問題は深刻な課題である。人手不足の解消に向けては、外国人材の積極的な活用も不可欠であり、宿泊施設で働く外国人の希望者は多いが雇用が進んでいない現状もある。【旅館】

図表３　従業員の過不足感（全業種）

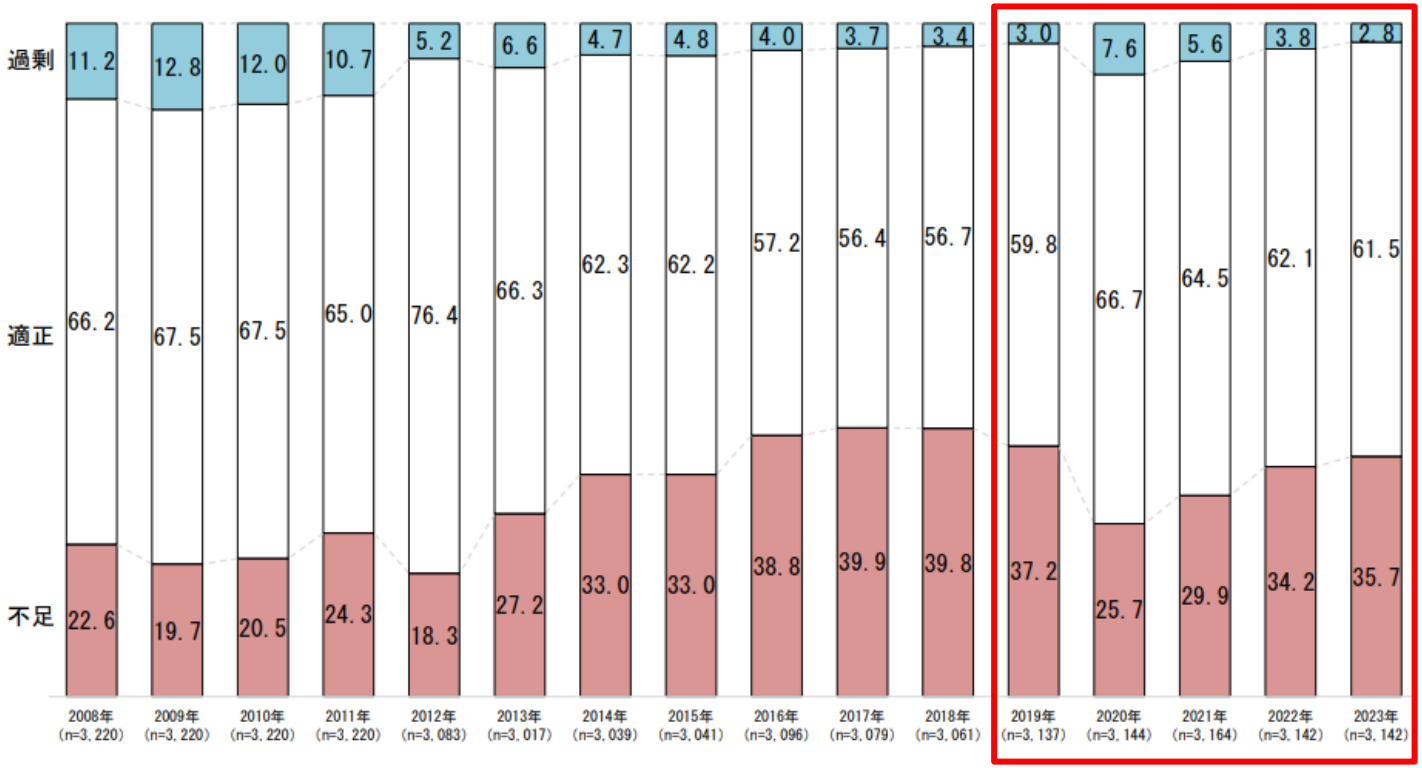

図表４　従業員の過不足感（業種別）

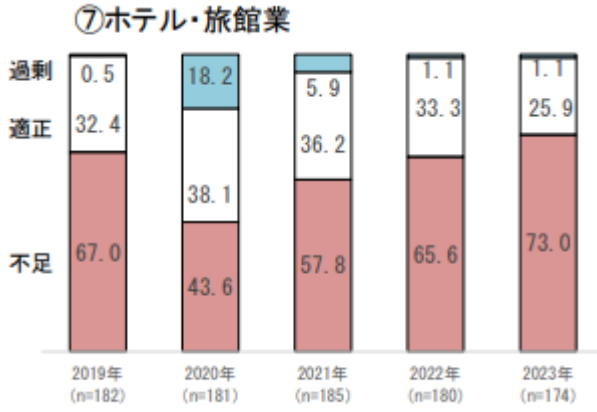

【出典】雇用動向に関するアンケート調査結果（生活衛生関係営業の景気動向等調査・特別調査結果 2023年10～12月期【日本政策金融公庫HP】

最低賃金額の推移

➢ 業界の主な現況（賃上げへの対応状況や課題）②

・毎年最低賃金が上がる現状から、それを上回る賃金設定を行っている。【料理】
・最低賃金よりも高い水準に賃金を設定しないとパート、アルバイトの確保ができないため、正社員を含め賃上げについては一定行われていると思われる。【めん】

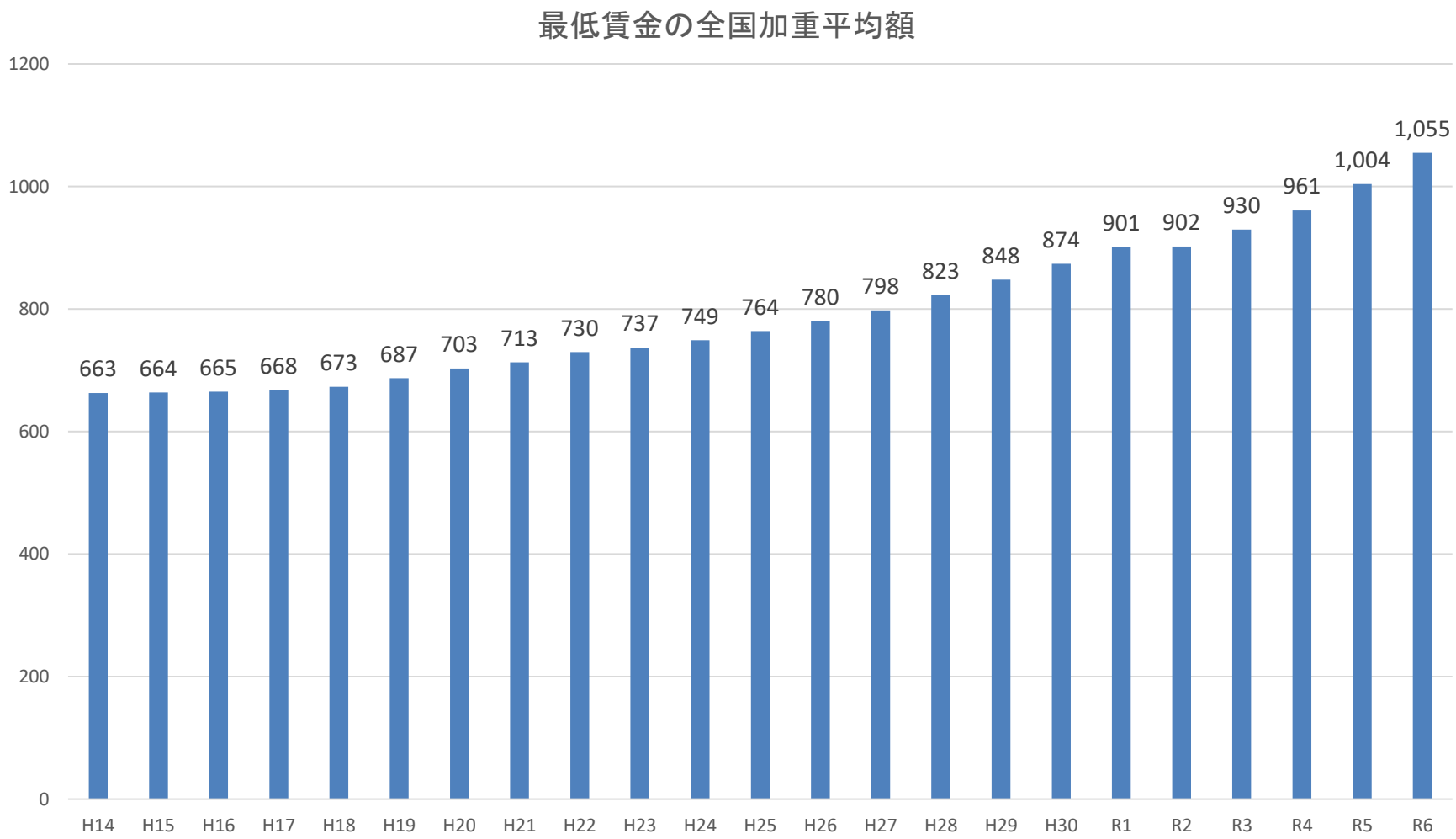

【出典】平成14年度から令和６年度までの地域別最低賃金改定状況【厚生労働省HP】

正社員、非正社員の賃金水準

➢ 業界の主な現況（賃上げへの対応状況や課題）③

・大手の会員企業はなんとか定期昇給を行っているが、中小の会員企業については業績（興行収入）に大きく影響されるため厳しい状況にある。【興行】
・全氷連アンケートによると、従業員の給与を上げたと回答したのは23%、現状維持と回答したのは45%であった。物価高騰により、収益が減少するなか、物価に応じた賃上げに対応するのは、難しい状況にある。【氷雪】

図表11　正社員の賃金水準（全業種）

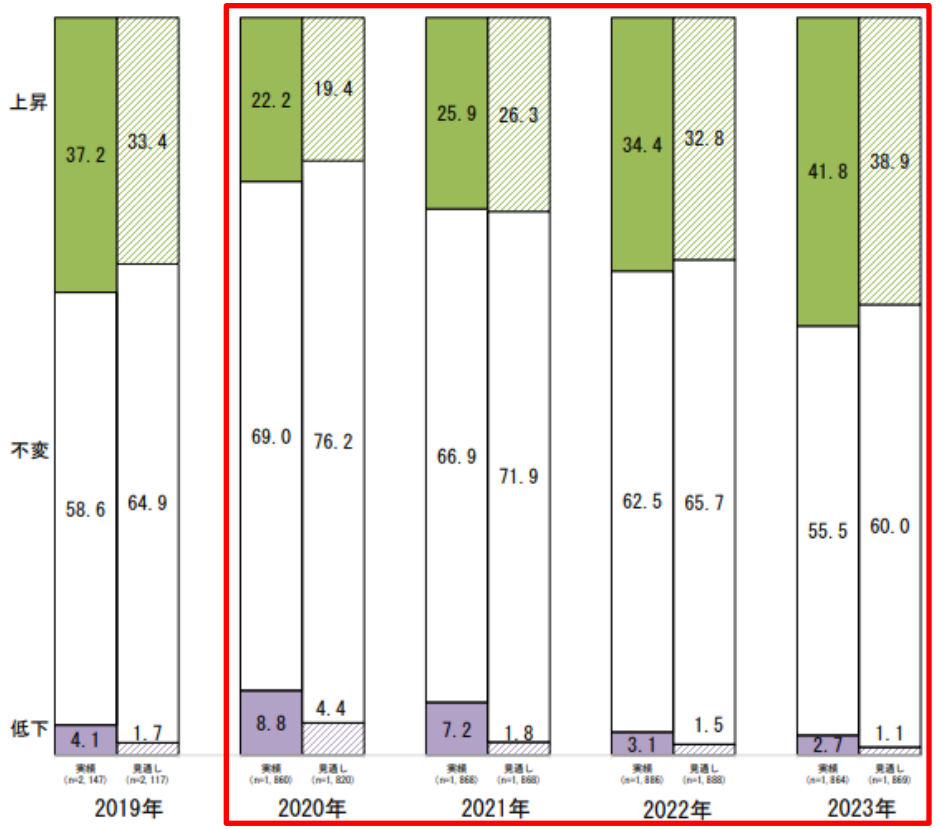

図表13　非正社員の賃金水準（全業種）

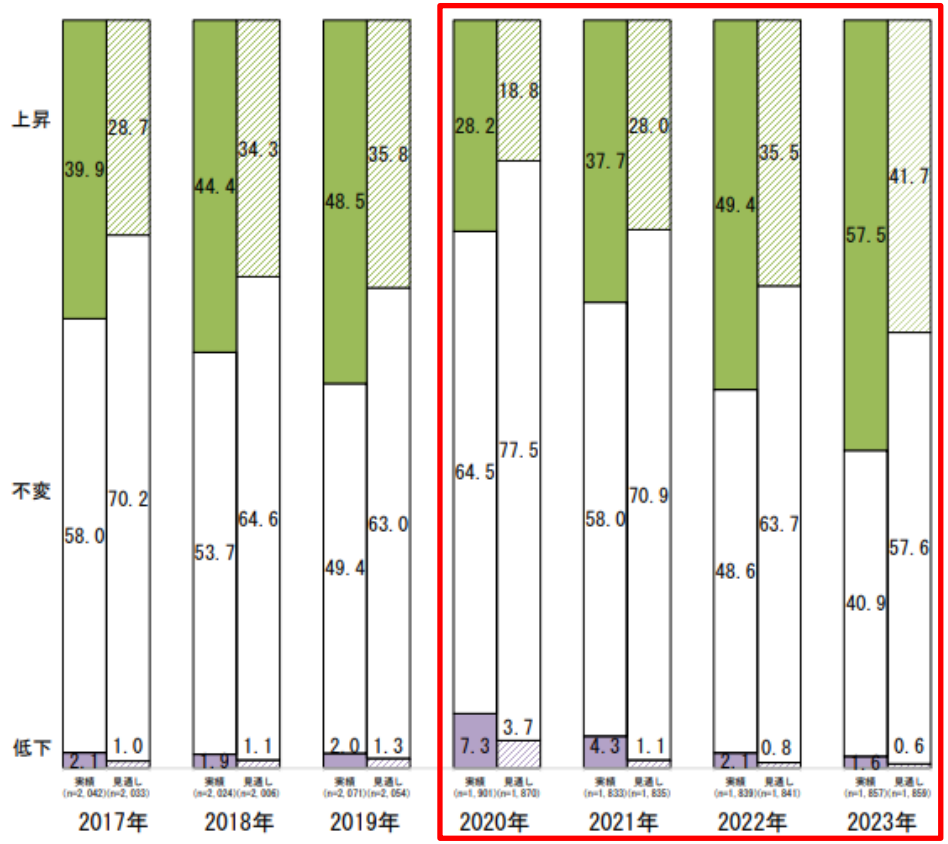

【出典】雇用動向に関するアンケート調査結果（生活衛生関係営業の景気動向等調査・特別調査結果 2023年10～12月期）【日本政策金融公庫HP】

短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大の概要

働きたい人が働きやすい環境を整えるとともに、短時間労働者について、年金等の保障を厚くする観点から、被用者保険（年金・医療）の適用拡大を進めていくことが重要。

①（2016年10月～）**従業員500人超の企業等で、月額賃金8.8万円以上等の要件を満たす**短時間労働者に適用拡大。

②（2017年４月～）**従業員500人以下の企業等で、労使の合意に基づき、企業単位で**短時間労働者への適用拡大を可能とする。
（国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする。）

③　令和２年の改正では、**従業員50人超の企業等まで適用範囲を拡大。**（100人超（2022年10月）→50人超（2024年10月））

※ 従業員数は、適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定

（適用拡大前）
週30時間以上

① 2016年10月～
(1) 週労働時間20時間以上
(2) 月額賃金8.8万円以上（年収換算で約106万円以上）
（所定労働時間や所定内賃金で判断し、残業時間(代)等を含まない）
(3) 勤務期間１年以上見込み
(4) 学生は適用除外
(5) 500人超の企業等

② 2017年４月～
500人以下の企業等について、
・**民間企業は、労使合意に基づき、適用拡大を可能に**
・**国・地方公共団体は、適用**

③ 2020年（令和２年）の改正内容
(3) 勤務期間１年以上見込み
→　実務上の取扱いの現状も踏まえて**撤廃**
（フルタイムの被保険者と同様の2ヶ月超の要件を適用）
（2022年10月施行）

(5) 500人超の企業等
→　**50人超の企業等**まで適用範囲を拡大
（2022年10月～）100人超の企業等まで適用
（2024年10月～）50人超の企業等まで適用

その他(1)(2)(4)の要件は現状維持

<被用者保険の適用拡大のイメージ>

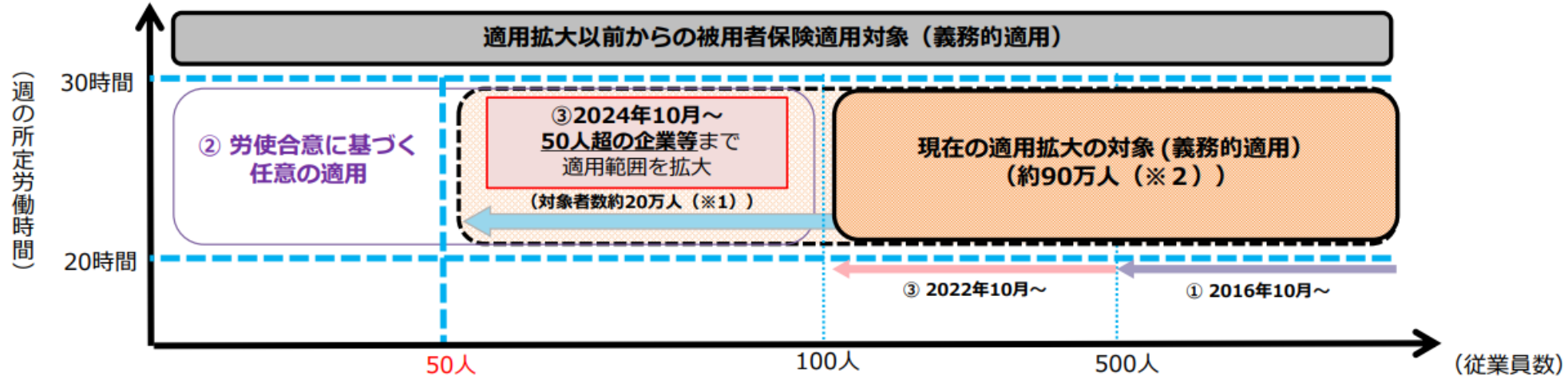

※１　令和２年度法改正時点の推計によるもの

販売価格の動向、販売価格引き上げの理由、販売価格を引き上げた企業の利益の動向

➢ 業界の主な現況（価格転嫁の状況や課題）

・地域密着での営業形態が多いため、大手のように年に数回など柔軟には価格転嫁ができないのが現状。【めん】
・値上げでなく、新商品の開発で適正価格で販売する。【中華】
・飼料・ガソリン・電気料金等の価格高騰により、今年度においても現在の価格より価格を上げないと商売が成り立たない状況。【食肉】
・「儲かる業づくり」に取り組んでおり、理容業の生産性を上げ、新たなメニュー化など、きめ細やかな営業支援策に取り組んでおり、各サロンが値上げに踏み切りやすいように成功の事例集制作を予定している。【理容】

図表11　販売価格の動向

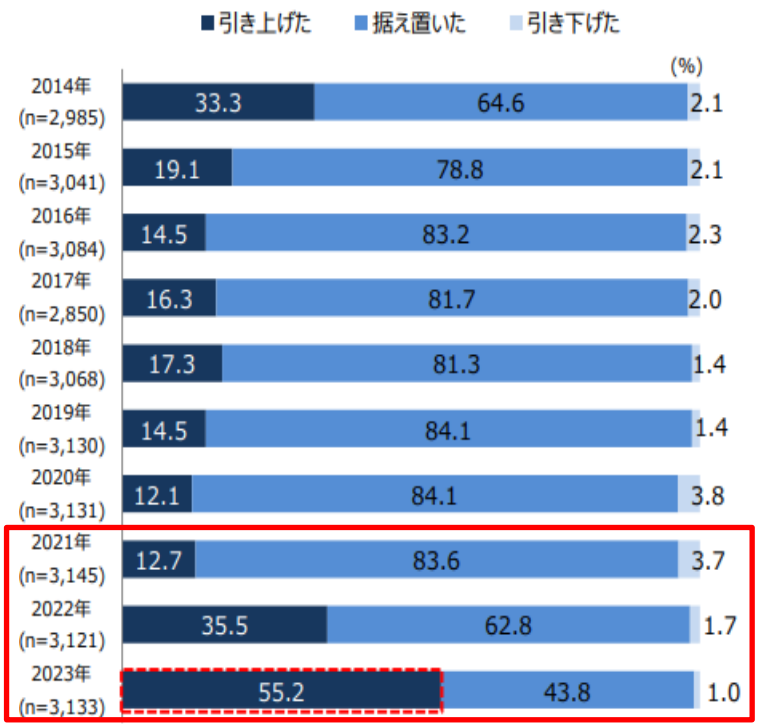

※いずれの期も、前年同期（７～９月期）と比べた販売価格の動向。

図表13　販売価格引き上げの理由【複数回答】

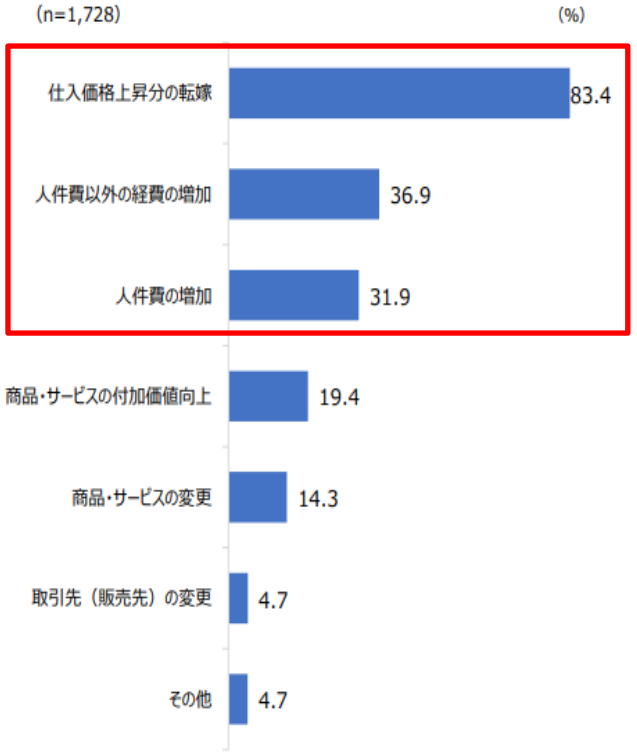

※販売価格を「引き上げた」と回答した企業に尋ねたもの。
※複数回答のため、割合の合計は100にならない。

図表15　販売価格を引き上げた企業の利益の動向

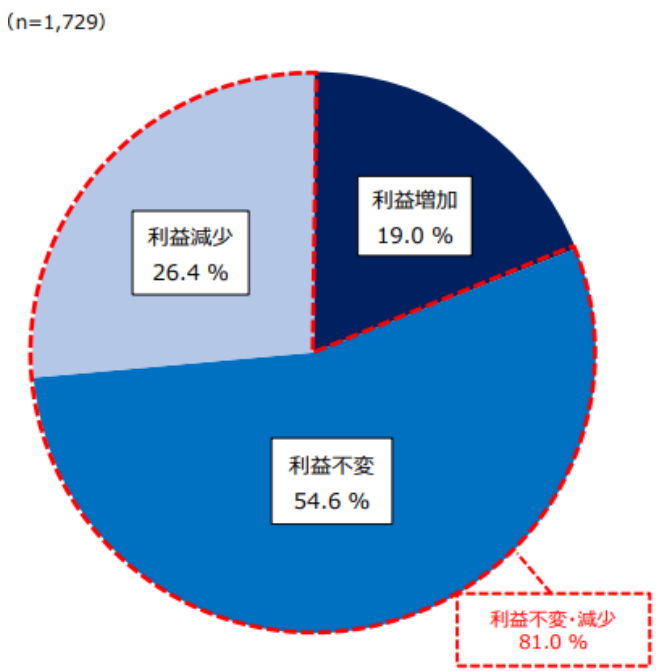

【出典】価格動向に関するアンケート調査結果（生活衛生関係営業の景気動向等調査特別調査結果2023年７～９月期）【日本政策金融公庫HP】

顧客数の状況、外国人観光客の利用の有無や受け入れのための取り組み

➢ 業界の主な現況（顧客数の状況）

・特に地方において、コロナ以後、生活様式の変容の影響かかつての顧客であった高齢者が外出しなくなり、顧客が減少している【社交】
・インバウンドは東京、大阪など大都市部に集中し、この間にある富士山、京都などのゴールデンゲートにおいてはインバウンドが増加しているが、地方への分散はまだまだの状況。【旅館】
・地域によるが、客数に関しては、インバウンドの影響により増加し客単価も上昇傾向ではある。【すし】

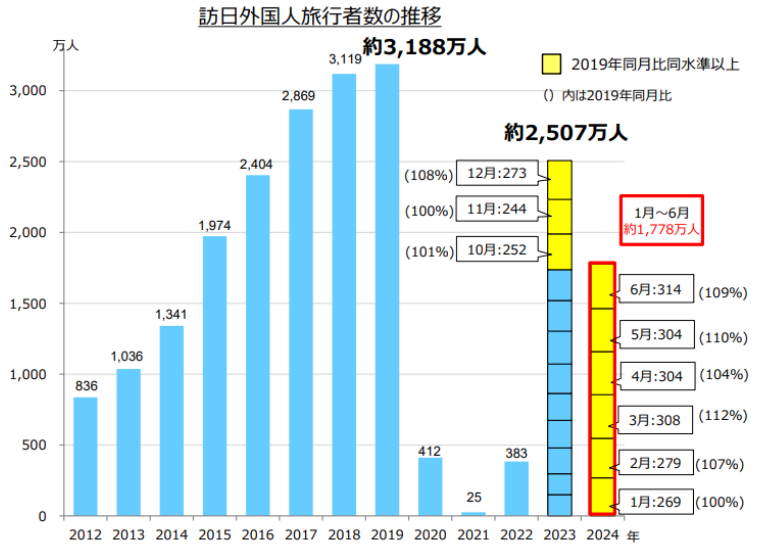

【出典】日本政府観光局（JNTO）
※2022年以前は確定値、2023年、2024年1月～4月の値は暫定値、2024年5月及び6月は推計値

図表４　外国人観光客の利用の有無【業種別】

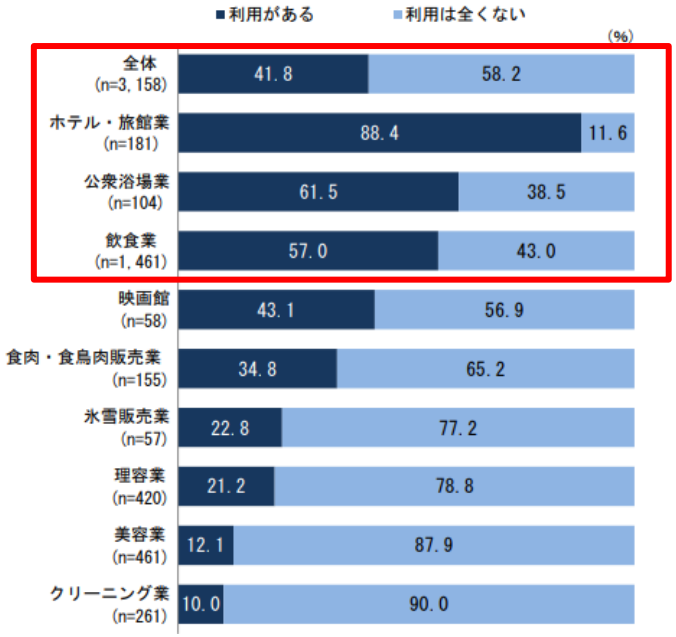

図表８　外国人観光客を受け入れるための取り組み【業種別】

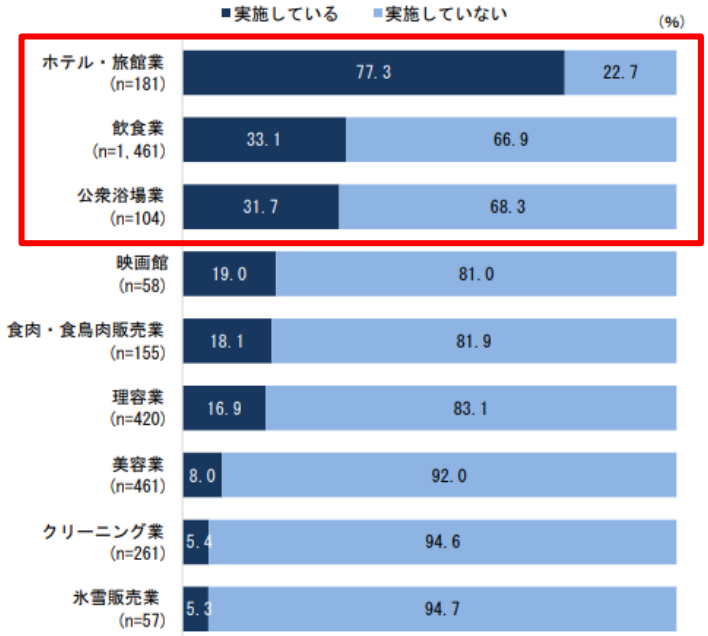

【出典】インバウンド対応に関するアンケート調査結果（生活衛生関係営業の景気動向等調査・特別調査結果 2024年４～６月期）【日本政策金融公庫HP】

設備投資の目的、設備投資を実施しなかった理由、設備投資の総額

➢ 業界の主な現況（店舗や設備の老朽化、更新、投資の状況）

・生産性の低さから投資できる費用は少なく、多くのサロンが最低限の設備の維持、管理を目的に設備の改修を行っている。【理容】
・現状のデジタルシネマ機が導入後、約１０年が経過しており更新の時期を迎えている。その他の設備も賃上げ同様に大手の会員企業はなんとか更新、投資を行えるが、中小の会員企業（ミニシアター含む）は設備投資が難しく廃業を検討している企業が1～2割あるとのアンケート結果がある。【興行】
・老朽化している店舗も増加しているが、高額な投資が必要な大規模修繕を断念し、廃業を選択される店舗も見受けられる。一部には、積極的に設備投資を行い、次世代へ事業承継しようとする店舗もある。【浴場】

図表３　設備投資の目的（複数回答）

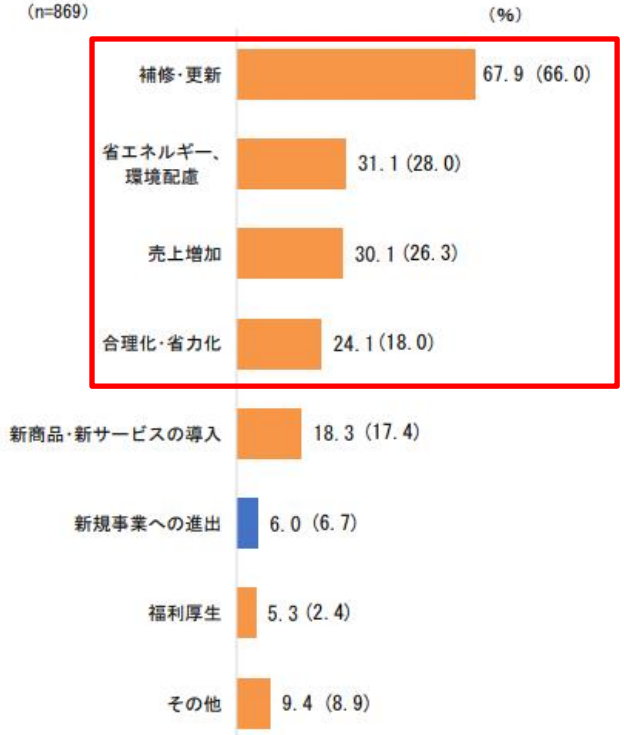

※ カッコ内は前回調査の回答割合
※ 棒グラフ（オレンジ）は前回調査の回答割合を上回った項目

図表５　設備投資の総額

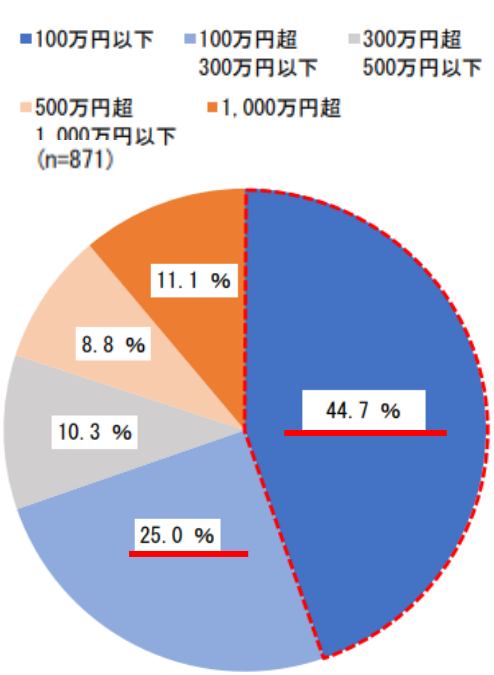

図表７　設備投資を実施しなかった理由（複数回答）

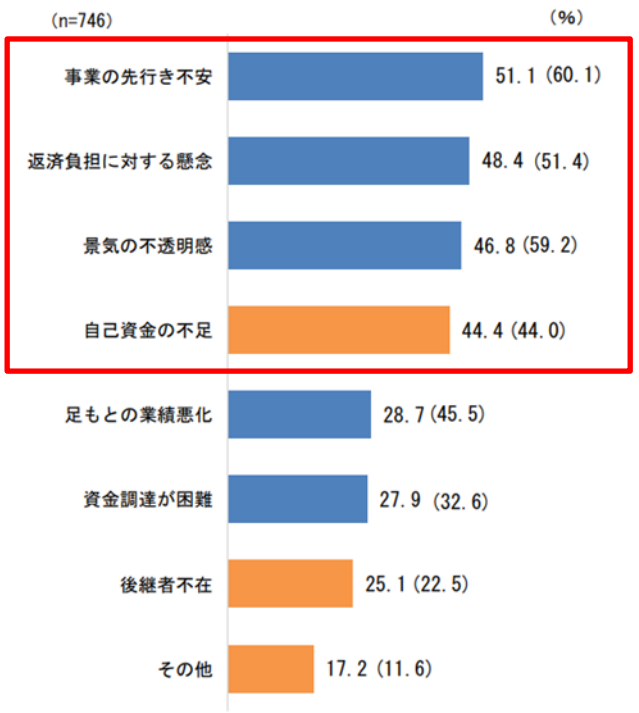

※ カッコ内は前回調査の回答割合
※ 棒グラフ（オレンジ）は前回調査の回答割合を上回った項目

【出典】設備投資に関するアンケート調査結果（生活衛生関係営業の景気動向等調査・特別調査結果（2024年１～３月期）【日本政策金融公庫HP】

事業承継の意向、事業承継をしない理由など

➢ 業界の主な現況（後継者の確保に関する状況）

・家族内でも後継者確保が難しい現状は変わっていない。今後は第三者承継やＭ＆Ａなどについてもより周知していく必要性を感じている。【めん】
・後継者不在による廃業が一定数いるため、関係団体、企業等と連携して「創業支援」、「経営支援」、「後継者育成」を進める美容連合会ＢＭＳ制度（Beauty Management Support System）を推進するとともに、日本政策金融公庫の事業承継マッチング等を中心に後継者確保を呼び掛けている。【美容】

図表２　事業承継の意向（経営者の年齢・業種別）

（%）

		n数	意向あり（第三者への売却・譲渡を含む）	意向なし	現時点では考えていない
全体		1,773	48.3	22.8	28.9
経営者の年齢	60代	841	42.1	24.1	33.8
	70代	765	51.9	23.3	24.8
	80代以上	167	62.9	13.8	23.4
業種	飲食業	806	45.4	22.6	32.0
	食肉・食鳥肉販売業	90	58.9	15.6	25.6
	氷雪販売業	40	50.0	20.0	30.0
	理容業	201	45.8	26.9	27.4
	美容業	245	44.9	28.6	26.5
	映画館	40	67.5	5.0	27.5
	ホテル・旅館業	105	67.6	7.6	24.8
	公衆浴場業	90	51.1	22.2	26.7
	クリーニング業	156	45.5	29.5	25.0

図表８　事業承継をしない理由（複数回答）

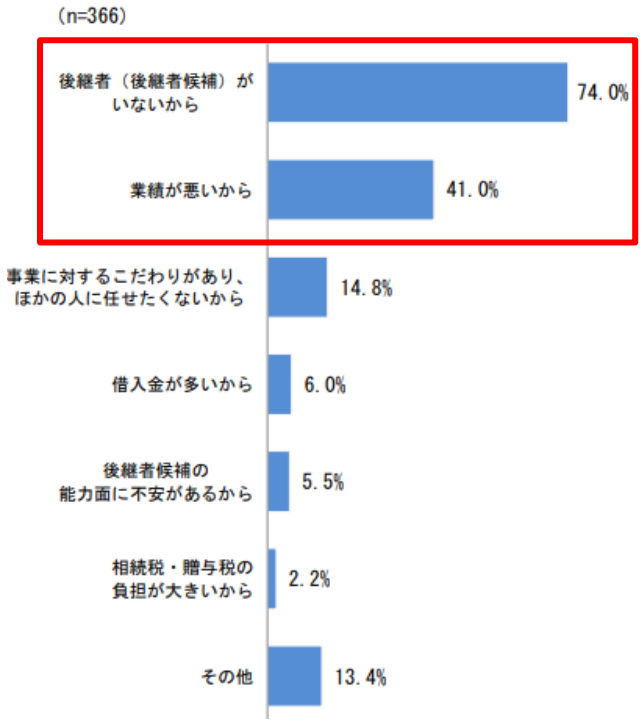

図表10　第三者から事業を引き継ぎたいと打診があった場合の考え

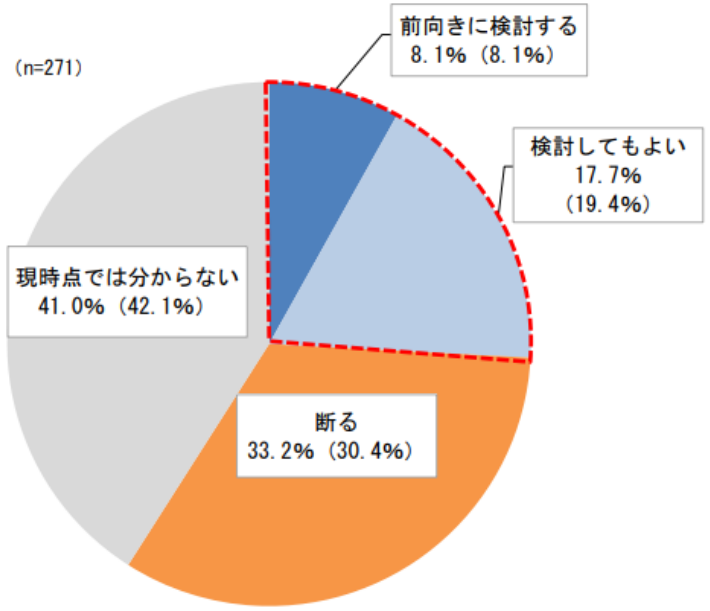

※ 円グラフのカッコ内の数値は、前回調査（2018年7-9月期）の回答割合を表す。

【出典】事業承継に関するアンケート調査結果（生活衛生関係営業の景気動向等調査・特別調査結果 2021年10～12月期）【日本政策金融公庫HP】

各連合会から提供の業界の現況について

生活衛生関係営業の現況について

※P7～P10、P12～P15に記載の業界の主な状況について、項目ごとに以下の通り整理した。

物価高騰による影響、価格転嫁の状況や課題

・固定客が主体で、モーニング等で毎日来店頂くため値上げが難しい。値上げ時のメニューの作り直しやレジ設定等の対応が追いつかない。【喫茶】

・全体的に食材の価格が上昇し、仕入れ価格が上昇している中、この2年間で1割から2割を値上げした店舗が多く、お客様は物価上昇のニュース報道の影響により、納得して下さっている感じである【すし】

・電力高騰により、製氷メーカーの値上げが相次いでいるが、業務系のスーパー、コンビニとの価格競争もあり、値上げ上昇分のすべてを転嫁することは難しい状況がある。【氷雪】

・店頭での小売りは値上げをすることが出来るが、業務用飲食店への度重なる値上げは難しい。【食鳥肉】

・業務用洗濯機の溶剤や洗剤、アイロンの蒸気のためのボイラー燃料、返却衣類にかけるポリ包装、プラスチックハンガー、配送用の車のガソリン等ありとあらゆるものに影響があり、値上げしても追いつかない【クリーニング】

・入場料金を物価高騰のたびに改定をおこない、価格転嫁するのは現実的ではない。【興行】

賃上げへの対応状況や課題

・コロナ禍により定着した美容のセルフ化、消費者の実質賃金の低迷による節約志向等により需要の回復に時間が掛かっているため、賃上げへの対応が進んでいない。【美容】

・物価高騰への対応も迫られる中での、賃上げ対応によって、利益は非常にひっ迫する影響を受ける。加えて人手不足も深刻である。【旅館】

・社交飲食業は業績回復が一番遅れている。売上が戻らない中で賃上げは難しく、他業種の賃上げが進むと更に人材確保が困難となる。【社交】

店舗や設備の老朽化、更新、投資の状況

・後継者が存在する店舗は店舗や設備の更新を積極的に行っており、その後の売上向上にもつながっているが、後継者がいない店舗では設備更新への意欲は低い。【めん】

・旅館業は、装置産業としての側面が強く、修繕や改修、設備投資による施設の更新が恒常的に必要である。特に、高齢化社会のニーズもありユニバーサルデザイン、バリアフリー化や、海外旅行者の増加により小規模施設においてもインバウンド対策が求められている。【旅館】

・現状の経済状況から先行きの不安から大きな投資はできない。【食鳥肉】

生活衛生関係営業の現況について

顧客数（増加、減少）、客単価（上昇、低下）の状況、これらの要因

・営業利益減少、横ばいの影響として大型低料金店の出現が挙がっている。【理容】

・経営者の高齢化、後継者・人材不足により思い切った経営改善を図ることができず、消費者ニーズに対応できなくなっている。【食肉】

・客単価は２極化している。技術に基づいた値段を設定であれば顧客は求めるサービスに対して惜しみなく支払いをする。その意味で顧客の選別を行う店舗は顧客数を減少させて客単価の上昇を選択する。一方で相変わらず同業他社との安売り競争に巻き込まれる量販業者も存在している。【クリーニング】

・コロナ禍明けで徐々に来場者数は持ち直しつつあるが、上映作品（ヒット作品の有無）に大きな影響を受け、また特に動画配信サービスの影響からも洋画の落ち込みが顕著で今年は前年より興行収入が減少する見込みである。【興行】

従業員の過不足感、従業員の確保に関する状況

・曜日や時間帯の変動が大きく、これに対応した従業員の確保が難しい。【喫茶】

・昨年度から引き続く、人件費の高騰も要因とされているが、該当地域の最低賃金ベースでは人材の確保は厳しく、民間のアルバイトサイトを活用する店舗も多くみられている。【飲食】

・賃金、労働時間、社会保険等の労働環境の問題で人材が他産業へ流出していると言われているが、典型的対人サービス業である美容業にとって優秀な人材の確保と養成は重要な要素であるため、従業者の労働環境（賃金、社会保険、労働保険等）の向上を推進している。【美容】

・全氷連アンケートによると人手不足と回答した事業者は、26%であった。求人募集を行って、人手を確保できたのは、35%に留まった。確保できなかった原因として最も多く挙げられたのは、応募がないためで回答の72%を占めた。【氷雪】

後継者の確保に関する状況

・後継者を確保している割合は低く、一代で廃業を余儀なくし、組合からの脱退も多くみられるが、近年、日本公庫が策定した事業継承マッチング制度等の認知や活用を意識する組合員も見られるようになってきた。【飲食】

・東京都内を例に上げると明治、大正から商売を行っている中央区や台東区の老舗は後継者が確保できているが、昭和40年代、50年代に開店した店舗は、後を継がず、一代で閉める店が多い。【すし】

・店にもよるが、後継者候補の親族が既に別の仕事に就いている場合などもあり、経営者の高齢化が進んでも、世代交代が難しいケースが見られる。第三者による事業承継を模索する店も少しずつだが増えてきた。【浴場】

・各会員企業は独自の中長期計画の中で人材育成や後継者問題に取り組んでいる。当連合会としては青年部を支援し次世代のメンバー間で交流をはかり意見交換を行う。【興行】

生活衛生関係営業の現況について

その他、業界を取り巻く課題（感染症対策、社会保険、外国人労働者　等）

【感染症対策】

・空調設備が充実しており、また基本的に来場者が大声を出す、立ち上がることはないので問題は無い。【興行】

【社会保険】

・コロナ禍以降、20時以降の客数が少なく、宴会も減少し営業に大きく苦戦している。零細店が殆どの為、被用者保険（健康保険・厚生年金）の適用拡大は、事業主の負担が増え非常に困る。【すし】

・社会保険の適用拡大については、中小規模事業者にとっては事業主負担の影響が大きく、従業員にとっては希望していないのに強制加入となることが懸念される。現在の５０名以下については柔軟な対応を継続していただきたい。【めん】

【外国人労働者】

・リネン系のクリーニングは好調なインバウンドを反映し、人手不足は課題となっている。ホームクリーニングと一緒に事業しているケースも多く、そのような事業者では外国人労働者に対するニーズは高いと思われる。【クリーニング】

【その他課題】

・デジタル化についていけない。店舗のデジタル化が進んでいないので推進していきたい。【中華】

・地方においてはタクシー不足、深夜の運転代行不足が顕著であり、一日も早い「ライドシェア」の導入を進めて欲しい。【社交】

・キャッスレス社会における飲食店営業ではクレジットカード等の加盟店使用料率が他業態と比較し著しく高く、インバウンド効果や益々高まる国内のキャッシュレス化に対応が厳しくなる。【飲食】

・供給元である製氷メーカーもエネルギー市場の高騰などにより、厳しい経営環境にあり、老朽化する設備に対し、適切な設備投資ができていないケースがある。製氷メーカーが、廃業するケースも生じている。そのため、地域によっては、安定供給が確保できるか不透明な状況にある。【氷雪】

・現在の銭湯利用者は比較的高齢者が多いが、若者や子供たちにも銭湯を楽しんでもらう事が必要。これからも増えていくであろうインバウンド客への対応。【浴場】

・邦画と比較して洋画が低調なので底上げに苦慮しているのと、年間入場者数の増加は映画業界全体の継続課題である。【興行】

・新型コロナ後も過重債務問題の対応に引き続き追われており、今後債務返済が滞り、経営に行き詰まる事業者も増えてくる可能性が高い。【旅館】

生活衛生関係営業の支援

令和６年度予算

令和６年度予算
４２．０億円

［ 令和５年度予算 ］
［４２．３億円］

1 生活衛生関係営業対策事業費補助金

11．6億円 ［11．6億円］

生衛組合、生衛組合連合会、全国生衛営業指導センター、都道府県生衛営業指導センターに補助を行うことにより、生活衛生関係営業者の業の振興や発展を図るための組織基盤の強化及び衛生水準の確保・向上、相談支援体制の強化等を図る。

・生活衛生関係営業収益力向上事業　１．０億円　［1．0億円］

新型コロナウイルス感染症、物価高騰等の影響がある中、全国生活衛生営業指導センター等を中心に、最低賃金の周知啓発を行うとともに、物価高騰・賃金引上げ等に対応するための収益力の向上や、人材育成・後継者育成等に関するセミナーの開催、事業所への同行支援など、生活衛生関係営業者の収益力向上等のための取組を行う。

2 株式会社日本政策金融公庫補給金

29．9億円 ［30．2億円］

株式会社日本政策金融公庫が生活衛生資金貸付を行うために必要な利差補給を行う。

3 被災した生活衛生関係営業者への支援（復興庁一括計上）

０．２億円 ［0．2億円］

株式会社日本政策金融公庫が東日本大震災復興特別貸付等を行うために必要な財政支援を行う。

（参考）生活衛生資金貸付の貸付計画額

１，１５０億円 [１，５００億円]※

※ 令和5年度は従前の貸付計画額(1,150億円)に加え、新型コロナウイルス感染症対策分(350億円)を措置。

生活衛生関係営業者への支援（令和5年度補正予算関連）

補助金関係

現下の情勢により経営状況が厳しい生活衛生関係営業者への支援として、①物価高騰・賃上げ等の対応に向けた支援、②専門家による相談支援、③デジタル化推進、④資金繰り支援を行う。

①物価高騰・賃上げ等の対応に向けた支援　3.9億円

○　業種ごとの生衛組合連合会において、物価高騰・賃上げに対応するために必要な価格転嫁の広報、既存商品・サービスのブランド化、イベント等の取組を実施。

○　消費者・利用者に対する価格転嫁の理解促進、新規顧客の確保、商品・サービスへの需要喚起促進等につなげ、生衛業の経営状況の改善、売上げの上昇による賃上げ・雇用維持等を図る。

【補助先：生活衛生同業組合連合会】
※補助率10/10（※令和4年度二次補正は9/10）

②専門家による相談支援　2.1億円

○　生衛業の営業者に対する専門家による伴走型の支援を実施。

- 中小企業診断士による経営診断や省エネ等に関する指導
- 行政書士等による各種補助金等を活用するための支援
- 税理士による税制優遇措置等の相談　等

【補助先：全国生活衛生営業指導センター】

③デジタル化推進　1.7億円

○　生衛業の営業者のデジタル化の推進をサポートし、事業の効率化・高付加価値化等を図る。

- 生衛業の営業者に対する個別相談・講習等
- 経営指導員及び経営特別相談員に対する研修・スーパーバイズ
- デジタル化推進のためのガイドライン・マニュアルの改訂　等

【委託先：民間事業者等】

④日本政策金融公庫による資金繰り支援（日本政策金融公庫への出資金）

- **新型コロナウイルス感染症特別貸付（コロナ特貸）の低利・無担保融資等やセーフティネット貸付の利率引下げの継続**（令和6年3月末まで）
  ※その後、令和6年12月末まで延長となっている。（ただし、コロナ特貸については、令和6年7月以降は利率引き下げを行わず延長。）
- **賃上げに取り組む生衛業者に対する資金繰り支援制度の創設**（当初2年間各貸付の利率から－0.5%）　**等**

主な融資制度　一般貸付・振興事業貸付等

	一般貸付	振興事業貸付		生活衛生改善貸付
対象者	【非組合員向け】 生活衛生関係営業を営む者	【組合員向け】 振興計画について認定を受けている生活衛生同業組合の組合員		小規模事業者であって、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた者
資金使途	設備	設備	運転	設備・運転
貸付利率 （注1）	＜原則＞ 基準利率	主に特別利率③ （基準利率−0.9%）	＜原則＞ 基準利率	経営改善利率
限度額	＜原則＞ 7,200万円 （注2）	＜原則＞ 1億5,000万円（注2）	5,700万円	2,000万円
返済期間	13年以内	20年以内	7年以内	設備：10年以内 運転：7年以内

（注1）令和6年10月1日時点の利率である。基準利率については、無担保貸付、貸付期間5年で2.00%。
（注2）業種によって異なる。

日本政策金融公庫による生活衛生関係営業者への資金繰り支援①

生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上の減少、業況の悪化や債務負担が重くなっている者の資金繰り支援として、「生活衛生関係新型コロナウイルス感染症特別貸付」の低利・無担保融資を措置し、令和6年12月末まで継続。

① 貸付対象者：以下のいずれかに該当する生活衛生関係営業者

（1）新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が前6年のいずれかの年の同期比5%以上減少している又はこれと同様の状況にある者

（2）新型コロナウイルス感染症の影響により、債務負担が重くなっている者（※）

※ 最近の決算期等において、債務償還年数（次式で計算）が13年以上となる者

（短期借入金＋長期借入金＋社債＋延払手形＋リース手形・未払）÷（減価償却後経常利益×1/2＋減価償却費）

② 貸付限度額：別枠8，000万円

③ 貸付利率：基準利率（災害貸付） 1．35%（令和6年10月1日現在、貸付期間5年の場合）

④ 貸付期間：20年以内（運転資金）

⑤ 据置期間：5年以内（運転資金）

⑥ 担保：無担保

日本政策金融公庫による生活衛生関係営業者への資金繰り支援②

<table>
<tr><th></th><th>新型コロナウイルス生活衛生関係営業経営改善資金貸付</th><th>生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付</th></tr>
<tr><td>対象者</td><td>以下のいずれかに該当する生活衛生関係の事業を営む小規模事業者であって生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた、常時使用する従業員数が5人以下（旅館業及び興行場営業は20人以下）の会社または個人
（1）新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヶ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が前6年のいずれかの年の同期比5％以上減少している又はこれと同様の状況にある者
（2）新型コロナウイルス感染症の影響により、債務負担が重くなっている者</td><td>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者であって、次のいずれかに該当する者
ア　J-Startupプログラムに選定された者又は独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合による出資（転換社債、新株引受権付社債、新株予約権又は新株予約権付社債等の取得を含む。）を受けて　事業の成長を図る者
イ　中小企業活性化協議会（旧：中小企業再生支援協議会を含む。）の支援を受け事業の再生を行う者または独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合の関与のもとで事業の再生を行う者
ウ　上記ア及びイに該当しない者であって、事業計画書を策定し、民間金融機関等による支援を受けられる等の支援体制が構築されている者（民間金融機関等からの協調支援を希望しない者等である場合には、認定経営革新等支援機関の支援を受けて事業計画書を策定する者を含む。）</td></tr>
<tr><td>資金使途</td><td>運転資金</td><td>事業を行うために必要な設備資金及び運転資金</td></tr>
<tr><td>貸付利率</td><td>経営改善利率</td><td>次表に定める成功判定区分（※）に基づく利率。成功区分判定は貸付後１年ごとに、成功判定時期の直近の決算により区分される。（A（成功）：税引後当期純利益額0円以上、B（失敗）：税引後当期純利益額0円未満）
<table>
<tr><th rowspan="2">成功判定区分</th><th colspan="5">貸付期間</th></tr>
<tr><th>５年１ヵ月</th><th>５年１ヵ月超
７年以内</th><th>７年超
10年以内</th><th>10年超
15年以内</th><th>15年超
20年以内</th></tr>
<tr><td>A （成功）</td><td>2.60%</td><td>2.60%</td><td>2.60%</td><td>2.70%</td><td>2.95%</td></tr>
<tr><td>B （失敗）</td><td>0.50%</td><td>0.50%</td><td>0.50%</td><td>0.50%</td><td>0.50%</td></tr>
</table>
（注）貸付後3年間に限り、成功判定区分「B」に基づく利率を適用する。ただし、貸付後3年経過後は、税引後当期純利益額が0円以上であっても、公庫が算出した当面1年間の支払利息の増加額を控除した額が0円未満となるときは、成功判定区分「B」に基づく利率を適用する。</td></tr>
<tr><td>限度額</td><td>生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付分2,000万円＋別枠1,000万円</td><td>既往貸付残高にかかわらず別枠7，200万円</td></tr>
<tr><td>返済期間</td><td>20年以内</td><td>5年1ヵ月、7年、10年、15年、20年のいずれか</td></tr>
</table>

交際費課税の特例措置の拡充・延長

（法人税、法人住民税、事業税）（特例措置①の適用期限の延長を除いて、中企庁と共同要望）

税制関係 | R6年度税制改正

1 大綱の概要

交際費等の損金不算入制度について、交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準を１人当たり10,000円以下（現行5,000円以下）に引き上げるとともに、①接待飲食費に係る損金算入の特例及び②中小法人に係る損金算入の特例措置について、その適用期限を３年延長する。

2 制度の内容

・ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）上、交際費等（※）については、損金不算入が原則。

※交際費等：交際費、接待費、機密費、その他の費用で法人がその得意先、仕入先その他事業に関係ある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの。

（１）１人当たり10,000円以下（現行 5,000円以下）の飲食費は、「交際費等」から除外され損金算入が可能。

（２）消費の拡大を図る観点から、以下の特例措置①、②が設けられている。※中小企業については、①、②のいずれかを選択。

※赤字は令和6年度改正による変更点

① 飲食費（社内接待費を除く）の50%を損金算入できる特例措置
〔中小企業・大企業（資本金の額等が100億円以下）〕

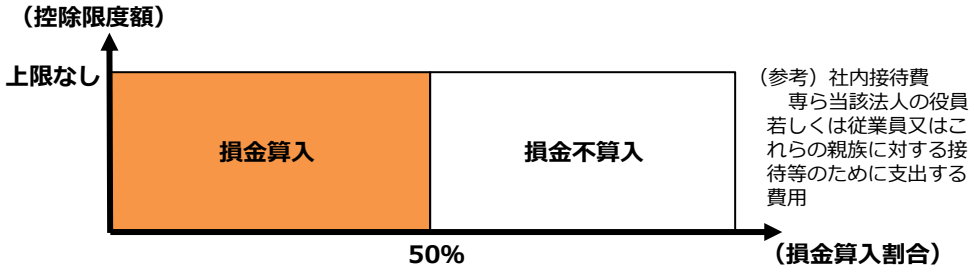

② 交際費等を800万円までは全額損金算入できる特例措置
〔中小企業のみ〕

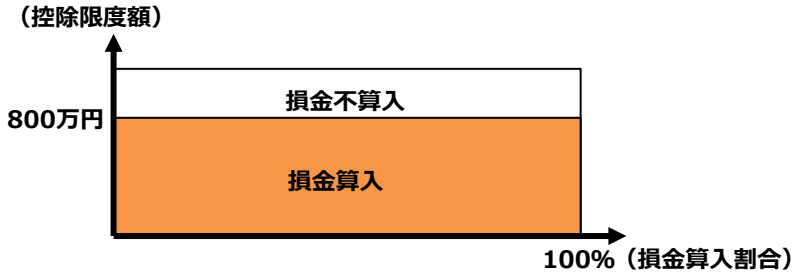

生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却の適用期限の延長（法人税）

R7年度税制改正要望

1 現状

- 生活衛生関係営業は小規模零細事業者が多いため、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（以下、「生衛法」という。）に基づき営業者が自主的に「生活衛生同業組合」※を都道府県単位で設置。組合員の衛生措置の基準を遵守し、衛生施設の改善向上を図る等の活動を行うとともに、事業や施設の共同化の推進を行っている。

  ※生衛法に基づく法人格を有した非営利の法人

- その際、厚生労働省大臣が定める各業種ごとの振興指針（生衛法第56条の２に基づく営業の振興に必要な事項に関する指針）に基づき生活衛生同業組合（出資組合に限る）及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づき共同利用施設を取得した場合には特別償却が可能（適用期限は令和７年３月31日まで）。

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）

第四十四条の三　（略）振興計画に係る共同利用施設（略）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は共同利用施設を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該共同利用施設をその用に供した場合を除く。）には、（略）共同利用施設の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該共同利用施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該共同利用施設の取得価額の百分の六に相当する金額をいう。）との合計額とする。

対象資産	取得価額要件
建物	600万円以上
構築物	400万円以上
機械及び装置	400万円以上
船舶	400万円以上
車両及び運搬具	400万円以上
工具、器具及び備品	400万円以上
鉱業権	400万円以上
その他の資産	400万円以上

＜共同利用施設の主な対象設備（例）＞

・組合会館
・共同研修施設、共同スタジオ、オンライン会議システム
・クリーニングの共同工場、共同倉庫
・共同調理施設・設備、共同冷凍・冷蔵設備
・共同配送車両、共同送迎バス　等

（組合会館）

（美容等共同研修施設）

（クリーニング共同工場）

（共同配送車両）

（共同送迎バス）

2 要望等

認定を受けた振興計画にかかる生活衛生同業組合等の共同利用施設の特別償却制度について、**適用要件の見直しを行った上で、その適用期限を２年延長**する。

生活衛生関係営業等の事業譲渡による営業者の地位の承継

その他支援関係

改正内容

① 生活衛生関係営業等（※）の事業活動の継続に資する環境の整備を図るため、合併･分割･相続の場合と同様に、事業を譲り受けた者は、新たな許可の取得等を行うことなく、営業者の地位を承継することとする。

② 都道府県知事等は、当分の間、①の規定により営業者の地位を承継した者の業務の状況について、当該地位が承継された日から６月を経過するまでの間において、少なくとも１回調査しなければならないこととする。

※ 生活衛生関係営業等：都道府県による指導監督等、公衆衛生上の見地から一定程度共通する手法で許可制・届出制の営業規制が行われている営業等。
（食品衛生法・理容師法・興行場法・旅館業法・公衆浴場法・クリーニング業法・美容師法・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律）

＜例：飲食店営業の事業譲渡（食品衛生法）＞

事業譲渡について、合併･分割･相続の場合と同様に、新たな許可の取得等を行うことなく、事業を譲り受けた者が営業者の地位を承継する。

【現状】

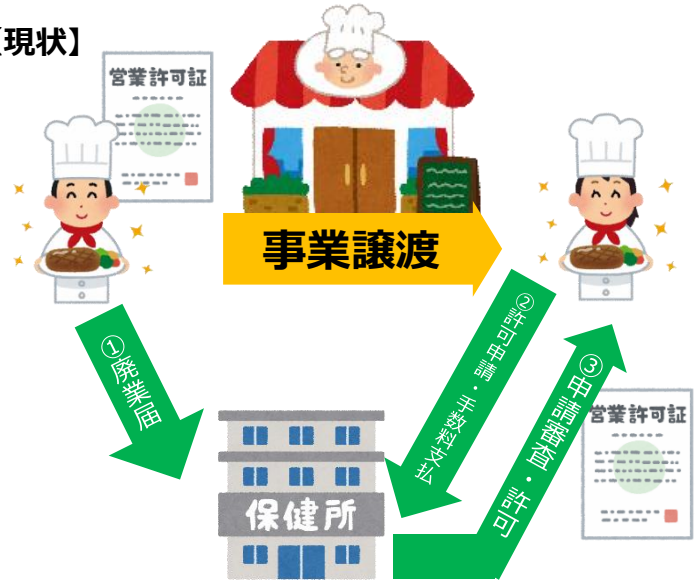

【改正後】

※旅館業の譲受人には、簡易な審査（欠格事由の有無等）が行われるなど、各業法の種類によって取扱が異なる。

（参考）「規制改革実施計画」（令和４年６月７日閣議決定）

事項名	規制改革の内容	実施時期
個人事業主の事業承継時の手続簡素化	厚生労働省は、令和２年７月の規制改革実施計画に基づき、飲食店等の食品衛生法に定める 32業種、理・美容業、クリーニング業及び旅館業における個人事業主の事業承継時の手続に関し、更なる簡素化を実現するために法律案を可能な限り速やかに国会に提出し、相続の場合と同等の簡素化を実現する。	可能な限り速やかに法案提出

日本政策金融公庫（事業承継マッチング支援）

（参考）日本政策金融公庫の『事業承継マッチング支援』

○ 本施策は、「後継者不在の小規模事業者」等と「創業希望者や事業拡大を目指す企業」等をつなぐ第三者による事業承継を支援する取組みです（図１）。

○ 本施策の今年度実績（４－１月）は、申込登録が2,886件（前年度年間実績比８倍弱）、引き合わせ件数が199件（同約４倍）と大幅に増加し、17件（累計19件）が成約に至っています（図２）。令和元年度に東京都内で開始し、今年度、全国展開を本格化しています。

（図１）本施策のイメージ

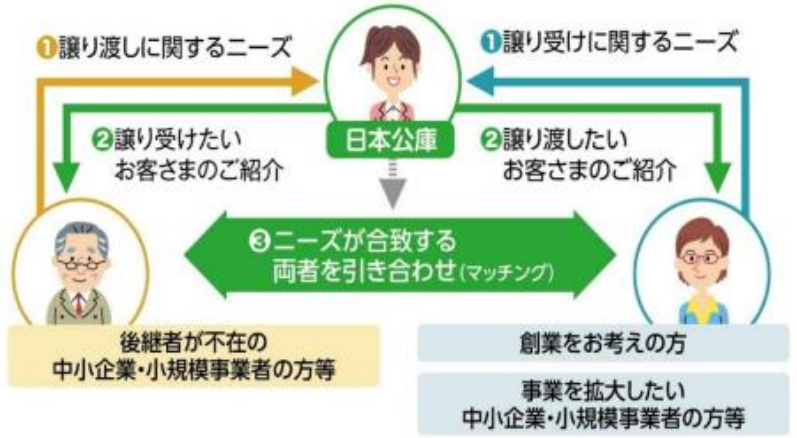

（図２）取組実績（申込・引き合わせ）　（件数）

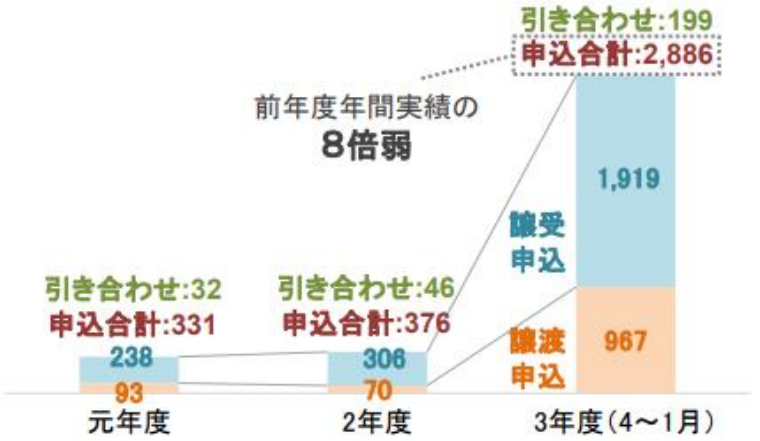

［本施策の４つの特徴］

① 小規模事業者の方のご利用が中心
② 事業を受け継いで創業される方も対象
③ 専門担当者によるサポート
④ 無料のサービス

［事業承継マッチング支援の成約事例］

日本公庫は、グルメサイトで名店に選ばれるうどん店が、飲食店を多数運営する企業に、事業を譲渡する支援を実施

『事業承継マッチング支援』についての詳細は、日本公庫のホームページをご覧ください。
ホームページリンク：https://www.jfc.go.jp/n/finance/jigyosyokei/matching/index.html

【出典】事業承継に関するアンケート調査結果（生活衛生関係営業の景気動向等調査・特別調査結果 2021年10～12月期）【日本政策金融公庫HP】

生活衛生同業組合活動推進月間について

1.趣 旨

生衛組合を通じた同業者のネットワークは公衆衛生の維持・向上においても重要な社会的な基盤であり、生活衛生関係営業における衛生確保を効果的に進めていくためには、行政と生衛組合の活動の連携が不可欠。

しかしながら、生衛法の制定後60年が経過する中で、生衛組合の設立趣旨に対する組合員の意識の希薄化や、組合員の減少による組織基盤の脆弱化が生じていることも否めない状況にある。

このため、**「生活衛生同業組合活動推進月間」（以下「月間」という。）を定め、関係機関や関係団体の連携のもとに、新規営業者等の組合加入の促進のための生衛組合の周知広報や組合活動の活性化のための取組みを重点的に展開**するもの。

これによって、生衛組合の活動の意義や地域で果たしている役割を再確認し、組合活動の基盤強化及び組合のネットワークの拡充を図るものとする。

2.活動推進月間

毎年11月1日から11月30日までの1か月間

3.主 催

（一社）全国生活衛生同業組合中央会、全国生活衛生同業組合連合会、都道府県生活衛生同業組合

4.後 援

厚生労働省、(株)日本政策金融公庫

5.重点活動項目

① 衛生基準の遵守に向けた自主点検活動等の衛生活動の推進
② 生衛組合に関する広報・啓発活動の推進
③ 生衛業のデジタル化の促進並びに生衛組合を中心とするネットワークの拡充及び活用の促進
④ 生衛組合における若手及び後継者等の人材育成並びに若手による組合活動の活性化
⑤ 事業者、消費者及び行政等の関係機関による連携・対話の促進

振興指針、振興計画について

振興指針について

１．振興指針の作成（法第五十六条の二第一項、第三項）
厚生労働大臣は、業種を指定して、当該業種に係る営業の振興に必要な事項に関する指針（以下「振興指針」という。）を定めることができる。
振興指針は、公衆衛生の向上及び増進を図り、あわせて利用者又は消費者の利益に資するものでなければならない。

２．振興指針にて定める事項（法第五十六条の二第二項）
（１）目標年度における衛生施設の水準、役務の内容又は商品の品質、経営内容その他の振興の目標及び役務又は商品の供給の見通しに関する事項
（２）施設の整備、技術の開発、経営管理の近代化、事業の共同化、役務又は商品の提供方法の改善、従事者の技能の改善向上、取引関係の改善
その他の振興の目標の達成に必要な事項
（３）従業員の福祉の向上、環境の保全その他の振興に際し配慮すべき事項

【令和６年度　振興指針改正のスケジュール】
（旅館業、浴場業、興行場営業）

① R6年度秋頃　第44回生活衛生適正化分科会（業界からヒアリング、改正方針検討等）
② R6年度冬頃　第45回生活衛生適正化分科会（改正案について検討等）
③ R7年3月　振興指針改正

３．審議会への諮問（法第五十八条第二項）
厚生労働大臣は、振興指針の設定をしようとするときは、厚生科学審議会に諮問しなければならない。

振興計画について

１．振興計画の作成（法第五十六条の三第一項、施行令第九条第一項）
組合又は小組合は、組合員たる営業者の営業の振興を図るために必要な事業（以下「振興事業」という。）に関する計画（以下「振興計画」という。）作成し、振興指針に適合しているかなどについて都道府県知事の認定を受けることができる。

２．振興計画の記載事項（法第五十六条の三第二項）
（１）振興事業の目標　（２）振興事業の内容及び実施時期　（３）振興事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

３．実施状況の報告（法第五十六条の三第四項）
振興計画の認定を受けた組合等は、事業年度経過後３箇月以内に、実施状況について都道府県知事に報告しなければならない。

【振興計画認定状況】　※　令和６年３月時点

業種	認定件数	業種	認定件数
飲食店営業(すし店)	36	氷雪販売業	4
飲食店営業(めん類)	23	理容業	47
飲食店営業(中華)	20	美容業	47
飲食店営業(社交)	38	興業場営業	29
飲食店営業(料理)	28	旅館業	47
飲食店営業(一般飲食)	36	簡易宿舎	3
喫茶店営業	20	一般公衆浴場業	25
食鳥肉販売業	15	クリーニング業	47
食肉販売業	42	合計	507

【振興計画策定による資金面での優遇など】

１．資金の確保について（法第五十六条の四）
日本政策金融公庫において、営業の振興のために必要な資金として、振興計画認定組合の組合員を対象とする設備資金及び運転資金を通常より低減された利率にて貸付を実施している。

２．減価償却の特例（法第五十六条の五）
振興計画の認定を受けた組合又は小組合は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、当該認定計画に係る共同施設について特別償却をすることができる。

参　考　資　料

重点支援地方交付金

内閣府

重点支援地方交付金の追加

令和5年度補正予算

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金を「低所得世帯支援枠」及び「推奨事業メニュー」実施のため追加する。

○ 予算額　：１．６兆円（うち　①低所得世帯支援枠　１．１兆円、②推奨事業メニュー　０．５兆円）

○ 対象事業：①　（低所得世帯支援枠）物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業。
②　（推奨事業メニュー）エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。（詳細は、２頁参照）

推奨事業メニュー	
（生活者支援）	（事業者支援）
①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	⑥農林水産業における物価高騰対策支援
③消費下支え等を通じた生活者支援	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

○ 算定方法：①（低所得世帯支援枠）住民税非課税世帯１世帯あたり７万円を基礎として算定（市町村）
②（推奨事業メニュー）人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定（都道府県、市町村）

（注）新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、重点支援地方交付金は「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」とするが、既存の交付金と一体として実施される連続性のある制度とする。

重点支援地方交付金

内閣府

追加額1．6兆円（Ⅰ及びⅡの合計）

Ⅰ.低所得世帯支援枠（1．1兆円）

・ 低所得世帯への支援枠を措置。
・ 1世帯当たりの予算の目安は7万円（今夏以来の3万円の支援と合計で10万円）。ただし、下記の推奨事業メニュー①や③と組み合わせてプレミアム商品券やマイナポイントを配付するなど、支援の方法（現物・現金）や1世帯当たり単価といった具体的内容は地域の事情に応じて決められる。

（注）住民税非課税世帯×7万円及び事務費分を市町村に交付。

Ⅱ．推奨事業メニュー（0．5兆円）

生活者支援

① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援

低所得世帯を対象とした、電力・ガス（LPガスを含む）をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援

※ 住民税非課税世帯に対しては上記Ⅰによる支援を行う。

② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ こども食堂に対する負担軽減のための支援やヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

③ 消費下支え等を通じた生活者支援

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス使用世帯への給付などの支援

④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

⑤ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援（特別高圧で受電する施設への支援を含む）

⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援

配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援

⑦ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

特別高圧での受電（ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む）、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援

⑧ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考えるものについては、実施計画に記載して申請可能。
※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用も可能。

重点支援地方交付金

内閣府

令和５、６年度において、各都道府県で実施予定、実施済みの事業で、生活衛生関係営業の事業者が利用できる支援の主な例は以下のとおり。

〇高騰する燃料費に係る支援（浴場業、クリーニング業　等）

- ➢　経費に占める燃料費の割合が大きい一般公衆浴場、クリーニング所に対し、燃料費または支援金の助成を実施
- ➢　エネルギー価格の高騰による経営への影響を緩和するため、LPガスを利用する県内中小企業の負担軽減を実施

〇物価高騰、賃上げに対する支援（各業種）

- ➢　エネルギー・原材料価格高騰の影響を踏まえ、中小企業等が経済社会活動の変化に対応するために行う新たな商品開発やサービスの提供、またはDXや脱炭素等に関する前向きなチャレンジを支援
- ➢　物価高騰による県内経済への負担軽減を図ることを目的としたイベント等に対する補助

〇生産性向上等に係る支援（各業種）

- ➢　売上又は利益が減少しており、従業員が不足している事業者に対し、生産性向上の取組に要する費用の一部を支援
- ➢　中小企業・小規模事業者が行うデジタル化や省エネの推進に向けた設備投資への支援

IT導入補助金

中小企業庁

生産性向上を目指す皆様へ

令和6年9月時点版

「IT導入補助金」でIT導入・DX（デジタルトランスフォーメーション）による生産性向上を支援！

- 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入費用を支援！
- **インボイス対応に活用可能！**安価なITツールの導入にも活用可能で、**小規模事業者は最大4/5補助**！
- **補助額は最大450万円/者、補助率は1/2～4/5！**

通常枠

・**生産性の向上に資するITツール（ソフトウェア、サービス）の導入費用**を支援します。

・**クラウド利用料を最大2年分補助し、保守運用等の導入関連費用も支援**します。

インボイス枠 インボイス対応類型

・10月1日に開始されたインボイス制度への対応に特化した支援枠で、**会計・受発注・決済ソフト**に加え、**PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援**します。

・**小規模事業者は最大4/5補助**し、補助下限は無く安価なITツール導入も支援します。

インボイス枠 電子取引類型

・取引関係における発注者(大企業を含む)が費用を負担してインボイス対応済の受発注ソフトを導入し、**受注者である中小企業・小規模事業者等が無償で利用できるケースを支援**します。

複数社連携IT導入枠

・**10者以上の中小企業・小規模事業者等が連携した、インボイス制度への対応やキャッシュレス決済を導入する取組等**を支援します。連携のための**事務費・専門家費**も補助対象です。

セキュリティ対策推進枠

・独立行政法人 情報処理推進機構（IPA）が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されている**セキュリティサービスの利用料**を支援します。

※詳細は裏面をご確認ください。

＜詳細＞（赤字は令和５年度補正予算での拡充点です）

枠/類型	通常枠		インボイス枠（インボイス対応に活用可能！）					複数社連携IT導入枠	セキュリティ対策推進枠
			電子取引類型	インボイス対応類型					
補助事業者	中小企業・小規模事業者等		大企業等	中小企業・小規模事業者等					
補助額	5万円～150万円未満	150万円～450万円以下	インボイス制度に対応した受発注ソフト ～350万円	インボイス制度に対応した会計・受発注・決済ソフト 50万円以下	50万円超～350万円	PC・タブレット等 ～10万円	レジ・券売機等 ～20万円	(1)インボイス枠インボイス対応類型の対象経費（左記同様） (2)消費動向等分析経費(※1)（上記(1)以外の経費）50万円×参画事業者数 補助上限：(1)+(2)で3,000万円 (3)事務費・専門家費 補助上限：200万円	5万円～100万円
補助率	1/2		2/3	1/2	4/5、3/4(※2)	2/3(※3)	1/2	(1)インボイス枠インボイス対応類型と同様 (2)・(3) 2/3	1/2
補助対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、導入関連費		クラウド利用料(最大2年分)	ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、導入関連費、ハードウェア購入費					サイバーセキュリティサービス利用料(最大2年分)(※4)

(※1)消費動向等分析経費のクラウド利用料は、１年分が補助対象。
(※2)小規模事業者については補助率は4/5。中小企業については補助率は3/4。
(※3)補助額50万円超の際の補助率は、補助額のうち50万円以下については3/4（小規模事業者は4/5）、50万円超については2/3。
(※4)（独）情報処理推進機構（IPA）「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されたサービス

＜活用例＞

インボイス枠

・**インボイス発行の手間を効率化**するため、**「会計ツール」**を導入。
経理担当が手作業で行っていた出納管理が自動化され、バックオフィスの効率が全体的に向上。

通常枠

・タイムカードによる勤怠管理のため、本社出勤後の現場移動、帰社後の帰宅が必要であったところ、**「勤怠・労務管理ツール」**の導入により出先からの打刻が可能に。これにより、**残業時間が3割削減**、人事担当の**作業効率も大幅アップ！**

＜今後のスケジュール＞

・通常枠、セキュリティ対策推進枠、インボイス枠（電子取引類型）
第７次締切　１０月１５日（予定）

・インボイス枠（インボイス対応類型）
第１２次締切　１０月　１５日（予定）

・複数社連携IT導入枠
第４次締切　１０月１５日（予定）

※詳しくは、事務局ポータルサイトをご確認ください。

サービス等生産性向上IT導入支援事業 事務局ポータルサイト

応募方法等の詳細はこちらからご確認ください

中小企業省力化投資補助金

中小企業庁

例えば、小売業 × 清掃ロボット

例えば、宿泊業 × スチームコンベクションオーブン

中小企業の**人手不足解消**に効果のある「**省力化製品**」を導入するための補助金

中小企業 省力化投資 補助金

補助率 1/2

例えば、飲食サービス業 × 券売機

例えば、製造業 × 無人搬送車

中小企業省力化投資補助金とは、

人手不足解消に効果があるロボットやIoTなどの製品を導入するための経費を国が補助することにより、簡易で即効性がある中小企業の省力化投資を促進し、売上拡大や生産性向上を図るとともに賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

- 対象製品のリスト(カタログ)に登録された省力化製品から、自社の課題に合わせて製品を選択できます!
- 「販売事業者」が製品の導入を支援! 申請・手続もサポートします。
- 補助率は1/2! 補助上限額は従業員数ごとに異なります。

Be a Great Small. 中小機構

補助対象となる事業

人手不足の中小企業などが、省力化製品を対象製品のリスト(カタログ)から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性 年平均成長率3%向上」を目指す事業計画※1に取り組むものを対象とします。

申請時に全ての従業員の賃金が最低賃金を超えていること、補助金の重複に該当しないことなどの要件※2を満たす必要があります。また、補助金の交付が決定された場合でも事業実績報告の審査によって補助額の減額となる場合があります。

※1. 公募要領「4-1. 補助対象事業の要件」を参照。
※2. 公募要領「4-2. 補助対象事業者の要件」を参照。

補助対象製品のカテゴリ

どんどん拡大中!

- 清掃ロボット
- 配膳ロボット
- 自動倉庫
- 検品・仕分システム
- 無人搬送車(AGV・AMR)
- スチームコンベクションオーブン
- 券売機
- 自動チェックイン機
- 自動精算機
- タブレット型給油許可システム
- オートラベラー
- 飲料補充ロボット
- デジタル紙面色校正装置
- 測量機
- 丁合機
- 印刷用紙高積装置
- 印刷用インキ自動計量装置
- 段ボール製箱機
- 近赤外線センサ式プラスチック材質選別機
- デジタル加飾機
- 印刷紙面検査装置
- 鋳物用自動バリ取り装置
- 自動調色システム
- 蛍光X線膜厚測定器
- 自動裁断機 など

※一部の省力化製品については、置き換えであっても交付申請可能です。

補助率と補助上限額

従業員数	補助率	補助上限額	補助事業実施期間に一定以上の賃上げを達成した場合
5名以下	1/2	200万円	300万円に引き上げ
6~20名		500万円	750万円に引き上げ
21名以上		1,000万円	1,500万円に引き上げ

補助上限額の引き上げを適用する場合、事業終了時に①給与支給総額+6%以上かつ、②事業場内最低賃金+45円以上とする計画を策定し申請する必要があります。

※各申請における補助額の合計が補助上限額に達するまでは、複数回の応募・交付申請が可能です。

※補助上限額を引き上げたが事業終了までに賃上げ未達の場合は、補助額の減額となります。

申請から事業完了までの流れ

	事前準備、応募・交付申請 公募スケジュールは下記ホームページをご確認ください。	補助金の採択・交付決定、通知 中小機構による審査	補助事業実施期間 (12ヶ月以内)	補助額の確定・補助金の交付 事業実績報告の審査	効果報告期間 (3年間)
中小企業のみなさまの手続き	● gBizIDを取得※1 ▼ ● 製品カタログを参考に、省力化製品と販売事業者について検討 ▼ ● 販売事業者と製品導入の商談 ● 生産性向上を目指す事業計画を策定	販売事業者と共同申請※2	省力化製品の導入※3 事業計画の達成を目指す取り組み 事業実績報告の提出		効果報告の提出(毎年) ● 製品の使用状況 ● 生産性の向上状況※4 ● 賃上げ状況
販売事業者のサポート			● 製品導入・設置の支援 ● 精算・証憑の確認		● 導入製品の設置確認※5 ● 導入効果の確認

※1. 申請にはgBizID(アカウント)の取得が必要です。取得には一定期間を要しますので、お早めにお手続きください。 ※2. 中小企業のみなさまは、販売事業者からメールにて【招待(インビテーション)】していただいた後、専用フォームからの申請が可能です。 ※3. 購入した製品の売却や転用、破棄などには制限が課され、残存簿価相当額などを返納いただく必要があります。 ※4. 人員整理・解雇を行っていた場合は、交付決定の取消となる場合があります。 ※5. 確認できない場合は、交付決定の取消となる場合があります。

本補助金の詳細や対象製品のリスト(カタログ)、公募要領などはこちらから
中小企業省力化投資補助事業ホームページ **https://shoryokuka.smrj.go.jp/**

お問い合わせは、本補助事業コールセンターまで
あらかじめ上記ホームページの掲載資料や「よくあるご質問」をご確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル **0570-099-660**
IP電話などからのお問い合わせ **03-4335-7595**
● 受付時間:9:30~17:30/月曜~金曜(土・日・祝日除く) ※通話料がかかります。恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくたってからおかけ直しください。

省力化製品に関わる工業会・製造事業者・販売事業者のみなさま
カタログ登録サポートセンター **03-6746-1530** でご相談受付中!

全都道府県に、インフォメーション窓口を設けています。詳しくは上記ホームページをご確認ください。

小規模事業者持続化補助金

中小企業庁

令和6年5月8日時点版

生産性向上を目指す皆様へ

令和5年度補正予算

「小規模事業者持続化補助金」

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓の取組を支援します！

【事業目的】

小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓を支援

※ 従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

【補助上限】

50～200万円

⇨ 免税事業者から適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）に転換する場合、一律に50万円の補助上限上乗せを行います。（最大250万円）

（詳細は、裏面をご確認ください）

【補助率】

2／3（賃金引上げに取り組む事業者のうち、赤字事業者は3／4）

【補助対象】

店舗改装、広告掲載、展示会出展費用など

【今後のスケジュール】

申請受付開始：２０２４年５月　８日（水）

申請締切　　：２０２４年５月２７日（月）

※詳しくは事務局ポータルサイト（裏面）をご確認ください。

応募方法：持続化補助金申請システムによる電子申請

※電子申請に必要なGビズIDプライムアカウントの発行には、一定の期間がかかりますので、事前にアカウントを発行することをお勧めします。電子申請先は公募要領をご確認ください。

事前準備から事業終了までの流れ

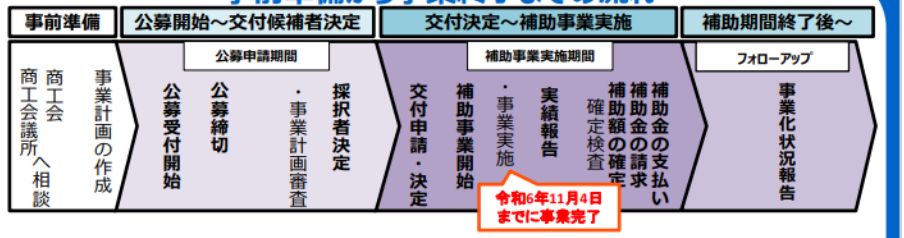

※申請時点で明らかではない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。
事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。
※令和6年11月4日までに事業を完了し、令和6年11月14日までに実績報告書を提出していただく必要があります。

支援枠・類型の概要

	通常枠	特別枠			
		賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠
補助率	2／3 （賃金引上げ枠のうち赤字事業者は3／4）				
補助上限	50万円	200万円			
インボイス特例	50万円※ ※インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ				

【申請要件】

○**賃金引上げ枠** ⇒ 事業場内最低賃金を地域別最低賃金より＋50円以上とした事業者
（既に達成している場合は申請時点の事業場内最低賃金より＋50円以上）
○**卒業枠** ⇒ 小規模事業者として定義する従業員数を超えて規模を拡大する事業者
○**後継者支援枠** ⇒ アトツギ甲子園のファイナリスト等となった事業者
○**創業枠** ⇒ 過去3年以内に「特定創業支援事業」による支援を受け創業した事業者

免税事業者からインボイス発行事業者へ転換した事業者は、**全ての枠で50万円の補助上限を上乗せ。**
○**インボイス特例** ⇒ 免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者

※申請要件等の詳細は、下記事務局HPに掲載の公募要領等をご確認ください。

※ 青字が本補助金の対象経費

活用事例①

古民家をカフェとして営業するため、**厨房を改装**。加えて、地元飲食店との**コラボメニュー開発**や、地域住民の協力を得て様々なイベントをカフェで開催。

活用事例②

蕎麦屋が地元特産のかき揚げをセットメニューに追加するため、**高性能フライヤーを導入**。新規顧客の増加、顧客単価アップを目的として**地元メディアに広告を出稿**。

事務局HP：

商工会地区HP
お問い合わせ先は所在地によって異なるため、上記の商工会地区HPをご参照ください。

商工会議所地区HP
03-4330-3480

jGrants（ID取得）

業務改善助成金

厚生労働省

令和６年度業務改善助成金のご案内

申請期限：令和６年12月27日
（事業完了期限：令和７年１月31日）

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引き上げ計画 ＋ **設備投資等の計画**（機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など） → 計画の承認と実施 → **業務改善助成金を支給（最大600万円）**

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

- **中小企業・小規模事業者**であること
- **事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内**であること
- 解雇、賃金引き下げなどの**不交付事由がない**こと

別々に申請

➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業場ごとに申請**いただきます。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充されます。**

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	• POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 • リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成対象経費の具体例について、詳しくは、リーフレット中面（生産性向上のヒント集）をご覧ください。

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

＜例＞
○事業場内最低賃金が898円
→助成率9/10
○8人の労働者を988円まで引上げ（90円コース）
→助成上限額450万円
○設備投資などの額は600万円

540万円（＝600万円×9/10）（設備投資費用×助成率） ＞ **450万円**（＝助成上限額）（90円コースの助成上限額）

➡ **450万円**が支給されます。

申請の流れや注意事項は裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額 右記以外の事業者	助成上限額 事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	**60万円**
		2～3人	50万円	**90万円**
		4～6人	70万円	**100万円**
		7人以上	100万円	**120万円**
		10人以上※	120万円	**130万円**
45円コース	45円以上	1人	45万円	**80万円**
		2～3人	70万円	**110万円**
		4～6人	100万円	**140万円**
		7人以上	150万円	**160万円**
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	**110万円**
		2～3人	90万円	**160万円**
		4～6人	150万円	**190万円**
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	**170万円**
		2～3人	150万円	**240万円**
		4～6人	270万円	**290万円**
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

900円未満	9/10
900円以上950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

（ ）内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前３か月間のうち任意の１か月の利益率が前年同月に比べ３%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された２つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合がございます。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

「引き上げる労働者数」の数え方

▶ 事業場内最低賃金である労働者
▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
（ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。）

＜例：事業場内最低賃金950円の事業場で30円コースを申請する場合＞
A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
B：**申請コース以上賃金を引き上げていない**ので、**算入不可**
C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
D：既に**引上げ後の事業場内最低賃金以上**なので、**算入不可**

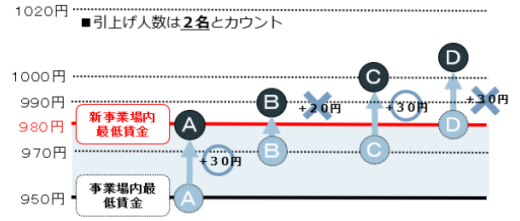

＜事業場内最低賃金とは？＞
事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後３か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）
事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第４条及び最低賃金法施行規則第１条又は第２条の規定に基づいて算定されます。
ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

業務改善助成金

厚生労働省

助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者（②のみ）
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・定員７人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○

助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

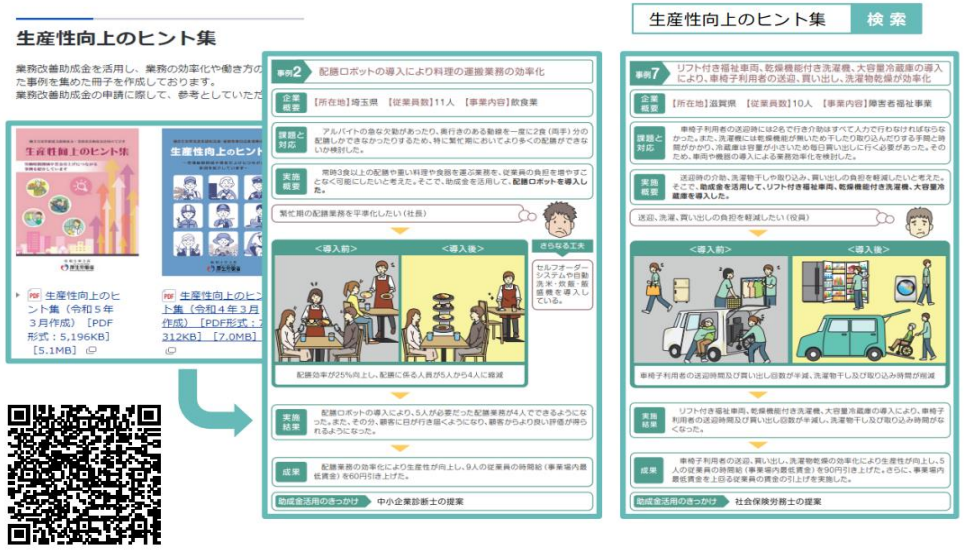

賃金引き上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日まで**に引き上げていただく必要があります。
- 引き上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要がございます。
- 令和６年度より、複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められなくなりましたので、ご注意ください。

（例）10月1日に新しい地域別最低賃金（1,000円→1,050円）が発効される場合

発効日の前日（9月30日）までに事業場内最低賃金の引き上げ（1,005円→1,050円）を完了（※）→ **対象！**

※ 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,050円である旨、定めていただく必要があります。

発効日の当日（10月１日）に事業場内最低賃金の引き上げ（1,005円→1,050円）を実施 → **対象外**

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。
労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。
事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。

交付申請
交付申請書・事業実施計画書等を都道府県労働局に提出

→

交付決定
交付申請書等を審査の上、通知

→

事業の実施
申請内容に沿って事業を実施（賃金の引き上げ、設備の導入、代金の支払）

→

事業実績報告
労働局に事業実績報告書等と助成金支給申請書を提出

→

交付額確定と助成金支払い
事業実績報告書等を審査し、適正と認められれば交付額の確定と助成金の支払いを実施

→

助成金受領
ここで助成金が振り込まれます

注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

（参考）働き方改革推進支援資金
日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。
日本政策金融公庫 店舗検索

令和５年度からの主な変更点

- **生産量要件や関連する経費が終了**しました。
- 事業完了期限が、2025（令和７）年１月31日※になりました。
  ※やむを得ない事由がある場合は、理由書の提出により、2025（令和７）年３月31日とできる場合がございます。
- 令和６年度から**同一事業場の申請は年１回**までとなりました。

参考ウェブサイト

- **厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
  最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
  業務改善助成金 検索
- **最低賃金特設サイト**
  全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。
  最低賃金特設サイト 検索

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください
電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**です

ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

（R6.3）

働き方改革推進支援助成金

厚生労働省

令和６年度「働き方改革推進支援助成金」
労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内

令和２年４月１日から、中小企業に、**時間外労働の上限規制が適用されています。**
このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例

企業の課題	新たに機械・設備を導入して、生産性を向上させたい！	始業・終業時刻を手書きで記録しているが、管理上のミスが多い！	業務上の無駄な作業を見直したいが、何をすればいいか分からない！
助成金による取組	労働能率を増進するために設備・機器などを導入	労務管理用機器や、ソフトウェアを導入	外部の専門家によるコンサルティングを実施
改善の結果	新たな機器・設備を導入して使用するようになったところ、実際に労働能率が増進し、時間当たりの生産性が向上した。	記録方法を台帳からICカードに切り替えたことで、始業・終業時刻を正確に管理できるようになり、業務量の平準化につながった。	専門家のアドバイスで業務内容を抜本的に見直すことができ、効率的な業務体制などの構築につながった。

生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。

ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する
都道府県労働局　雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。

申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。

電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら（https://www.jgrants-portal.go.jp/）

（2024.4）

労働時間短縮・年休促進支援コースの助成内容

対象事業主

以下のいずれにも該当する事業主です。
１．労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主(※1)であること。
２．年５日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
３．交付申請時点で、右記「成果目標」①から③の設定に向けた条件を満たしていること。

(※1)中小企業事業主の範囲
ＡまたはＢの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業（※2）	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1 億円以下	100人以下
その他の業種	3 億円以下	300人以下

(※2) 医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院については常時使用する労働者数が300人以下の場合は、中小企業事業主に該当します。

助成対象となる取組 ～いずれか１つ以上を実施～

① 労務管理担当者に対する研修(※3)
② 労働者に対する研修(※3)、周知・啓発
③ 外部専門家によるコンサルティング
④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
⑤ 人材確保に向けた取り組み
⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※4)
⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新(※4)

(※3) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含みます。
(※4) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

ご利用の流れ

「交付申請書」を、最寄りの労働局雇用環境・均等部（室）に提出（締切：11月29日（金））

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施
（事業実施は、令和７年１月31日（金）まで）

労働局に支給申請
（申請期限は、事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日または令和７年２月７日（金）のいずれか早い日となります。）

（注意）本助成金は国の予算額に制約されるため、11月29日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

成果目標

以下の「成果目標」から１つ以上を選択の上、達成を目指して取組を実施してください。

① **月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数を縮減**させること。
・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定
・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え月80時間以下に設定
② **年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入**すること。
③ **時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入**し、かつ、交付要綱で規定する**特別休暇（病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、不妊治療のための休暇、時間単位の特別休暇）のいずれか１つ以上を新たに導入**すること。

上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を３％以上または、５％以上で賃金引上げを行うことを成果目標に加えることができます。

助成額

上記「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。
【助成額最大730万円】

助成額	以下のいずれか低い額 Ⅰ　以下１～３の上限額及び４の加算額の**合計額** Ⅱ　対象経費の合計額×補助率３／４(※5) (※5)　常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は４／５

【Ⅰの上限額】

１．成果目標①の上限

事業実施後に設定する時間外労働と休日労働の合計時間数	事業実施前の設定時間数	
	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間を超えて設定している事業場	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超えて設定している事業場
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定	**200万円**	**150万円**
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え、月80時間以下に設定	**100万円**	―

２．成果目標②の上限額：25万円
３．成果目標③の上限額：25万円
４．賃金引上げの達成時の加算額
（常時使用する労働者数が30人以下の場合）

引上げ人数	１～３人	４～６人	７～10人	11人～30人
３％以上引上げ	30万円	60万円	100万円	１人当たり10万円（上限300万円）
５％以上引上げ	48万円	96万円	160万円	１人当たり16万円（上限480万円）

（常時使用する労働者数が30人を超える場合）

引上げ人数	１～３人	４～６人	７～10人	11人～30人
３％以上引上げ	15万円	30万円	50万円	１人当たり５万円（上限150万円）
５％以上引上げ	24万円	48万円	80万円	１人当たり８万円（上限240万円）

中小企業者等を対象とする施設、設備等の他税制の対象基準など

※①～③は青色申告をする出資の生活衛生同業組合も対象。④は生活衛生同業組合は対象となっていない。

①【中小企業投資促進税制】

・中小企業者等における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、税額控除（７%）又は特別償却（30%）の適用を認める措置。

※青色申告を行っている、中小企業者または農業協同組合等もしくは商店街振興組合が対象。

対象設備	対象基準
機械及び装置	１台１６０万円以上
貨物自動車	車両総重量３．５トン以上
一定のソフトウェア	一つのソフトウェアが７０万円以上、複数合計が７０万円以上

②【中小企業経営強化税制】

・中小企業等の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法による認定を受けた経営力向上計画に基づく設備投資（生産性が旧モデル平均1%以上向上する設備など。）について、即時償却及び税額控除（10%）のいずれかの適用を認める措置。

※中小企業者または農業協同組合等もしくは商店街振興組合で、青色申告書を提出するもののうち、中小企業等経営強化法に規定する経営力向上計画の認定を受けたものが対象。

対象設備	対象基準
機械及び装置	１台１６０万円以上
工具	３０万円以上
器具・備品	３０万円以上
建物附属設備	６０万円以上
一定のソフトウェア	一つのソフトウェアが７０万円以上

③【中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例】

・中小企業者等の投資を促進するため、取得価額が30万円未満である減価償却資産を取得などして事業の用に供した場合には、一定の要件のもとに、その取得価額に相当する金額を損金算入することができる措置。

・対象資産は、取得価額が30万円未満の減価償却資産で、適用を受ける事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額は300万円まで。

※青色申告を行っている、中小企業者または農業協同組合等

④【中小企業者防災・減災投資促進税制】

・中小企業者等が、自然災害等への対策を強化するため、事業継続力強化計画／連携事業継続力強化計画に対象設備の投資を行うことを記載して認定を受け、認定後１年以内に予定していた設備導入を行った場合に、特別償却18%（令和7年4月1日以降に取得等をする場合は16%）を適用できる。

減価償却資産の種類（取得価格要件）	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置（１００万円以上）	自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、耐震・制震・免震装置等（これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。）
器具及び備品（３０万円以上）	自然災害等の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ
建物附属設備（６０万円以上）	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、耐震・制震・免震装置、架台（対象設備をかさ上げするために取得等するものに限る）、防水シャッター等（これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。）

中小企業者等を対象とする事業承継に関する税制

①【法人版・個人版事業承継税制】

・事業承継税制は、**事業承継時の贈与税・相続税負担を実質ゼロにする時限措置。**

・中小企業者の円滑な事業承継を支援するため、法人の非上場株式等の事業承継に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画提を提出した事業者で、2027年（令和9年）12月31日までに贈与・相続により会社の株式を取得した経営者が対象となっている。また、個人事業者については、個人事業承継計画を提出し、2028年（令和10年）12月31日までに事業承継を行った者が対象となっている。

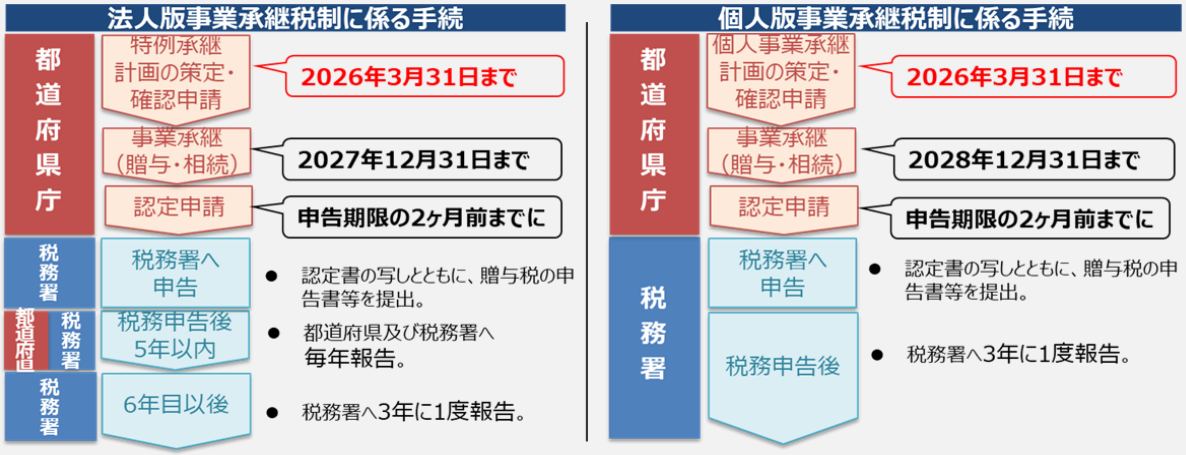

②【中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置】

・中小企業者等が、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づき認定を受けた経営力向上計画に従って、事業の再編・統合の際にかかる**不動産取得税を軽減**することで、次世代への事業承継を加速させる措置

	通常税率	計画認定時の税率 （事業譲渡の場合※2）
土地、住宅	3.0%※1	2.5%(1/6減額相当)
住宅以外の家屋	4.0%	3.3%(1/6減額相当)

※1　令和6年3月31日まで、土地や住宅を取得した場合には3.0%に軽減されている（住宅以外の建物を取得した場合は4.0%）。
※2　合併・一定の会社分割の場合は非課税

被用者保険が適用される個人事業所の非適用業種

【被用者保険の適用事業所】
- 常時１名以上使用される者がいる、法人事業所 （A） ・・・ 強制適用
- 常時５名以上使用される者がいる、法定１７業種に該当する個人の事業所 （B） ・・・ 強制適用
- 上記以外 （C）・・・ 強制適用外（労使合意により任意に適用事業所となることは可能＝任意包括適用）

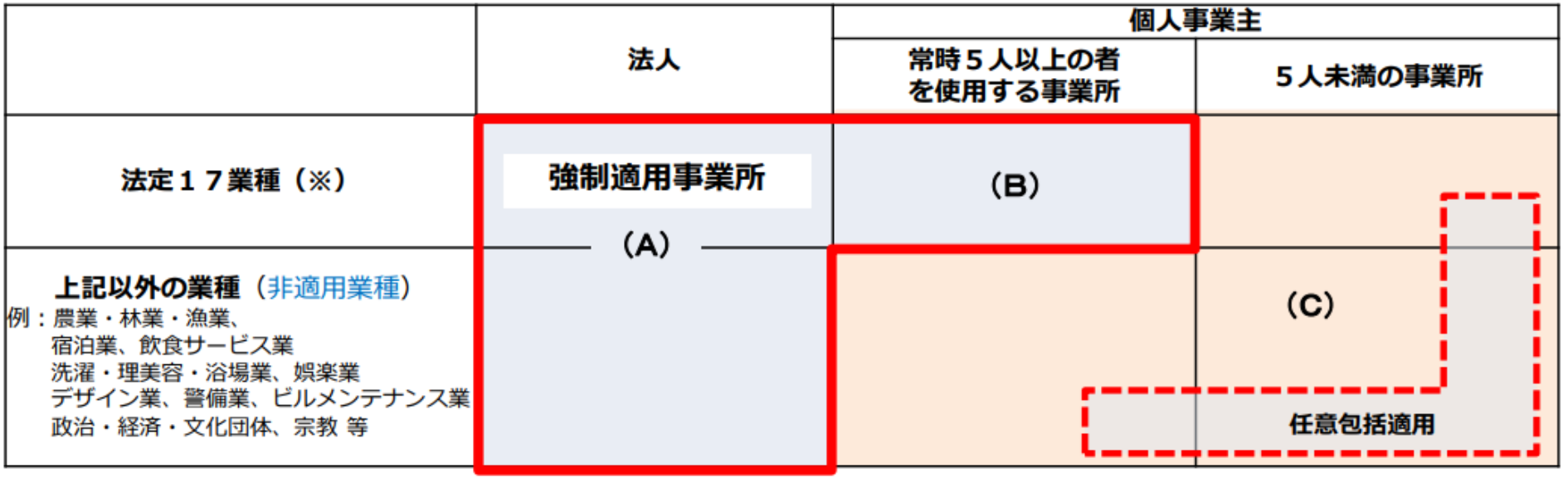

※ 健康保険法３条３項１号及び厚生年金保険法６条１項１号に規定する以下の業種。

① 物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業
② 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
③ 鉱物の採掘又は採取の事業
④ 電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業
⑤ 貨物又は旅客の運送の事業
⑥ 貨物積みおろしの事業
⑦ 焼却、清掃又はと殺の事業
⑧ 物の販売又は配給の事業
⑨ 金融又は保険の事業
⑩ 物の保管又は賃貸の事業
⑪ 媒介周旋の事業
⑫ 集金、案内又は広告の事業
⑬ 教育、研究又は調査の事業
⑭ 疾病の治療、助産その他医療の事業
⑮ 通信又は報道の事業
⑯ 社会福祉法に定める社会福祉事業及び更生保護事業法に定める更生保護事業
⑰ 弁護士、公認会計士その他政令で定める者が法令の規定に基づき行うこととされている法律又は会計に係る業務を行う事業

強制適用事業所 …… 約266万事業所
任意包括適用事業所 … 約10万事業所 (注)

注：適用事業所数は、2023年12月末現在「厚生年金保険・国民年金事業状況（事業月報）」